

令和2年度滋賀県たばこ対策推進会議 次第

日時：令和2年 11月 25日（水）

14時30分～16時30分

場所：県庁東館7階大会議室

1. 滋賀県たばこ対策の現状と取組について

2. 改正健康増進法施行後の取組について
(受動喫煙防止対策について)

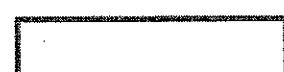
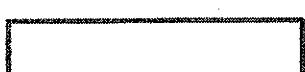
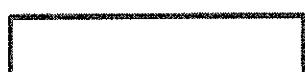
3. 各機関・団体におけるたばこ対策の推進について

4. 「健康しが たばこ対策指針」の全面改定について

5. その他

令和2年度滋賀県たばこ対策推進会議 座席表

	瀧川委員	稻本委員	三浦委員	野瀬委員	
村井委員					葛城委員
井上委員 (喫茶飲食)					喜瀬委員
久保委員					樺野委員
日夏委員					井上委員 (市町保健師)
岨中委員					寺尾委員
中井委員					森 委員
事務局					



報道機関用席

公開傍聴席

関係機関傍聴席

滋賀県たばこ対策推進会議委員名簿

(令和2年4月～令和3年3月)

No.	機関・団体	役職	氏名(敬称略)	備考
1	学識経験者	滋賀医科大学社会医学講座 公衆衛生部門 教授	三浦 克之	
2	学識経験者	済生会滋賀県病院 健康管理センター長	稻本 望	
3	滋賀県医師会	理事	堀出 直樹	
4	滋賀県歯科医師会	理事	野沢 秀樹	
5	滋賀県薬剤師会	理事	疋田 州宏	(代理出席) 瀧川 政邦
6	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	副会長	村井 ひとみ	(名簿交代)
7	滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合	理事長	井上 良夫	
8	滋賀県たばこ商業協同組合連合会	会長	久保 敏彦	
9	滋賀県小学校長会	高島市立本庄小学校 校長	水江 博峰	
10	滋賀県中学校長会	彦根市立南中学校 校長	臼夏 晶一	(名簿交代)
11	滋賀県高等学校長協会	滋賀県立水口東高等学校 校長	畠中 貴洋	
12	滋賀県青少年育成県民会議	副会長	中井 洋子	(名簿交代)
13	滋賀県PTA連絡協議会	専務局長	葛城 直人	
14	滋賀労働局	労働基準部健康安全課長	喜瀬 真太郎	(名簿交代)
15	滋賀県市長会	甲賀市健康福祉部長兼福祉事務所長	桜野 ひかる	(名簿交代)
16	滋賀県市町保健師協議会	理事	井上 佳代	
17	保健所長会	東近江健康福祉事務所長(東近江保健所長)	寺尾 敦史	
18	滋賀県教育委員会事務局保健体育課	学校体育係 指導主事	森 寛	(名簿交代)

【事務局】

健康寿命推進課	課長	富田 芳男
	課長補佐	山田 裕子
	主幹	風間 昌美
	主査	福島 敬介

滋賀県たばこ対策推進会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 本県では、健康づくり計画である「健康いきいき21—健康しが推進プラン（第2次）」において、「喫煙」について取り組むこととし、その行動計画として「健康しがたばこ対策指針」を策定し、「喫煙による健康影響を低下させる」ことを目標に、「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及」「未成年の喫煙防止（防煙）」「非喫煙者の保護（分煙）」「禁煙の支援」を対策の柱にたばこ対策を推進しています。

そこで、各機関が連携して事業を推進するため、「滋賀県たばこ対策推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置します。

(検討事項)

第2条 推進会議の検討事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) たばこ対策推進のための関係機関の役割に関すること。
- (2) その他たばこ対策の推進に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、委員20名以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、学識経験者、関係機関・団体の職員および一般県民の中から、健康医療福祉部長が依頼する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 推進会議に会長を置く

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議の進行を行う。
- 4 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその座長を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、健康医療福祉部長が招集する。

- 2 健康医療福祉部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部 会)

第7条 推進会議に、必要に応じて部会を設置することができる。

(事 務 局)

第8条 推進会議の事務を処理するため、健康医療福祉部健康寿命推進課に事務局を置く。

(雑 則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、推進会議について必要な事項は別に定める。

付 則

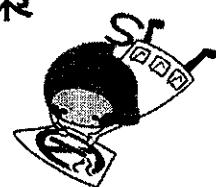
この要綱は、平成15年9月29日から施行する。
この要綱は、平成17年8月17日から施行する。
この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成25年3月29日から施行する。
この要綱は、平成26年7月22日から施行する。
この要綱は、平成29年7月12日から施行する。
この要綱は、平成31年1月 8日から施行する。
この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。

滋賀県たばこ対策の現状

★取り組み内容

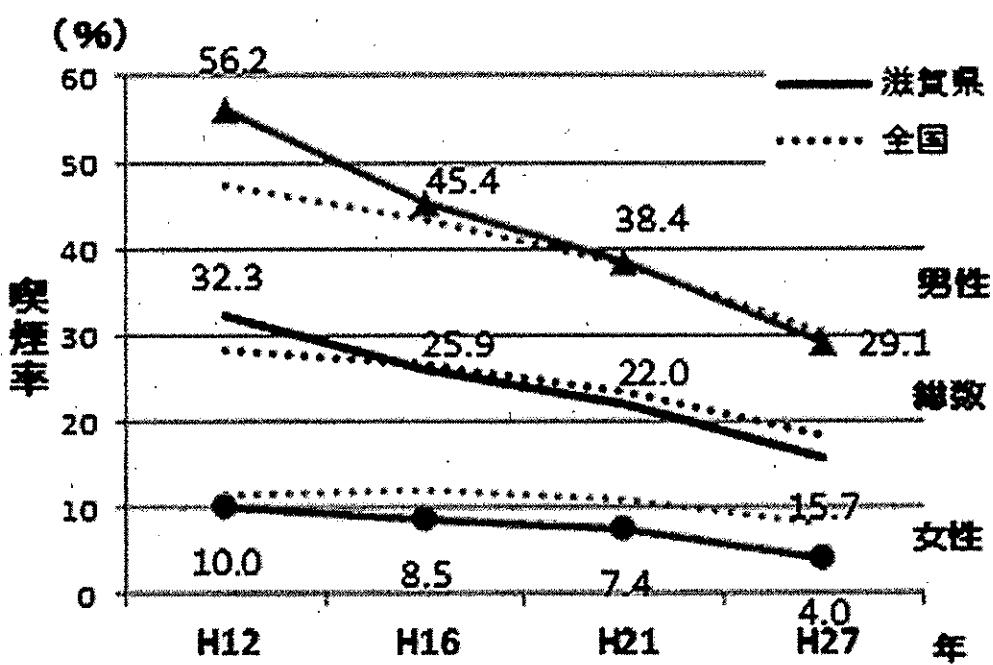
喫煙が及ぼす健康影響を低下させる

- ・喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及
- ・20歳未満の者の喫煙防止(防煙)対策
- ・受動喫煙防止対策
- ・禁煙の支援



1

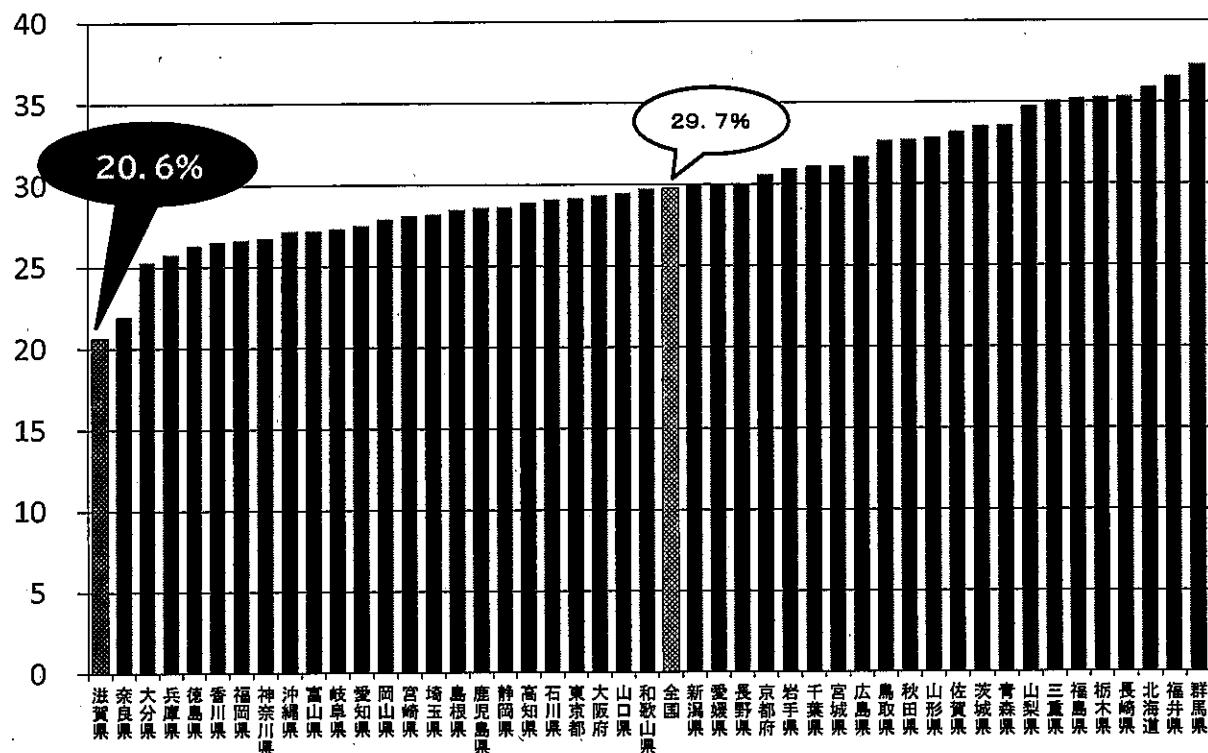
喫煙率の年次推移



(出典):滋賀の健康・栄養マップ調査、国民健康・栄養調査

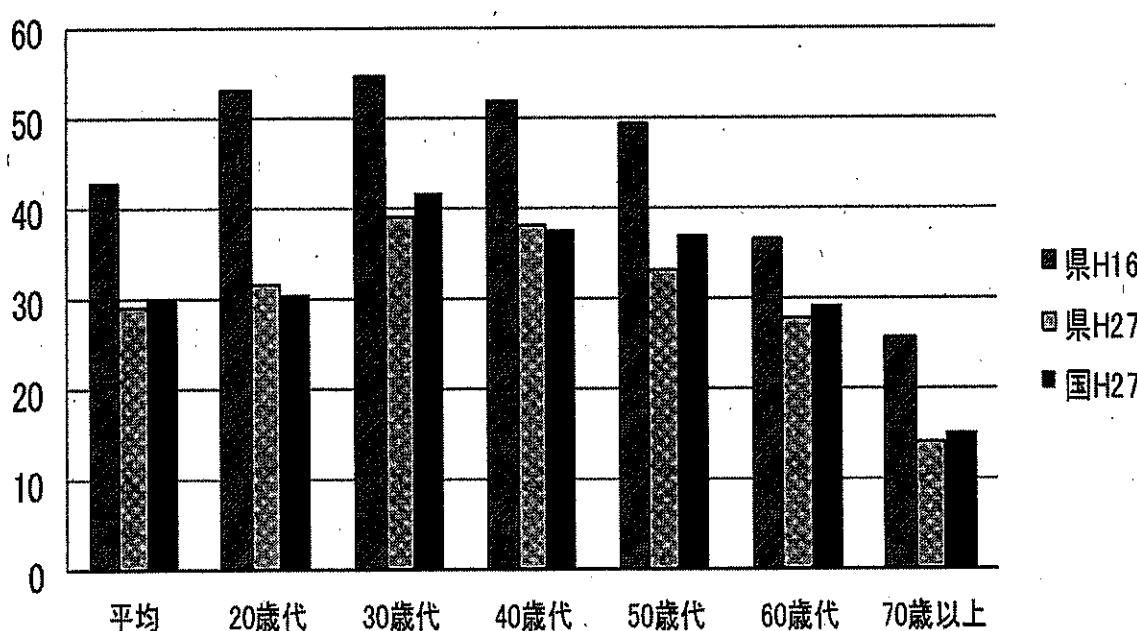
2

都道府県別男性の喫煙率(H28国民健康・栄養調査)



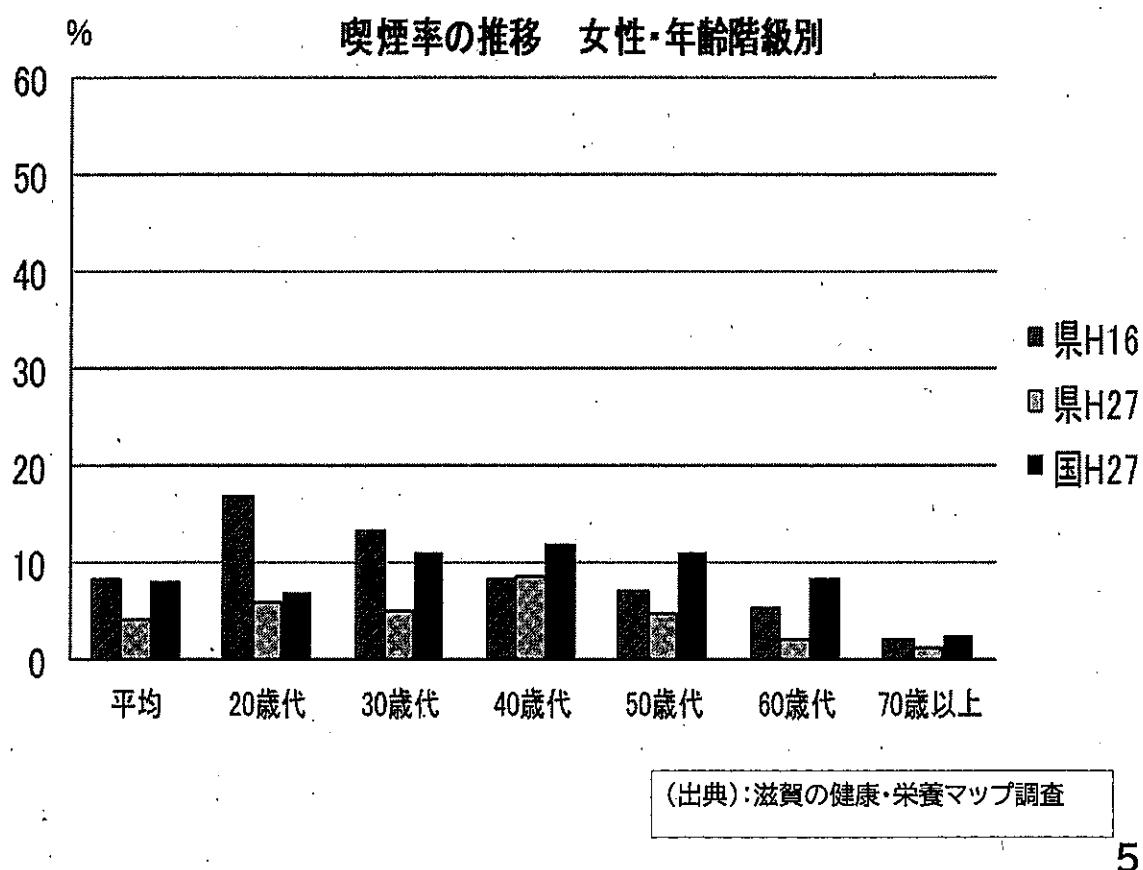
3

% 喫煙率の推移 男性・年齢階級別



(出典):滋賀の健康・栄養マップ調査

4



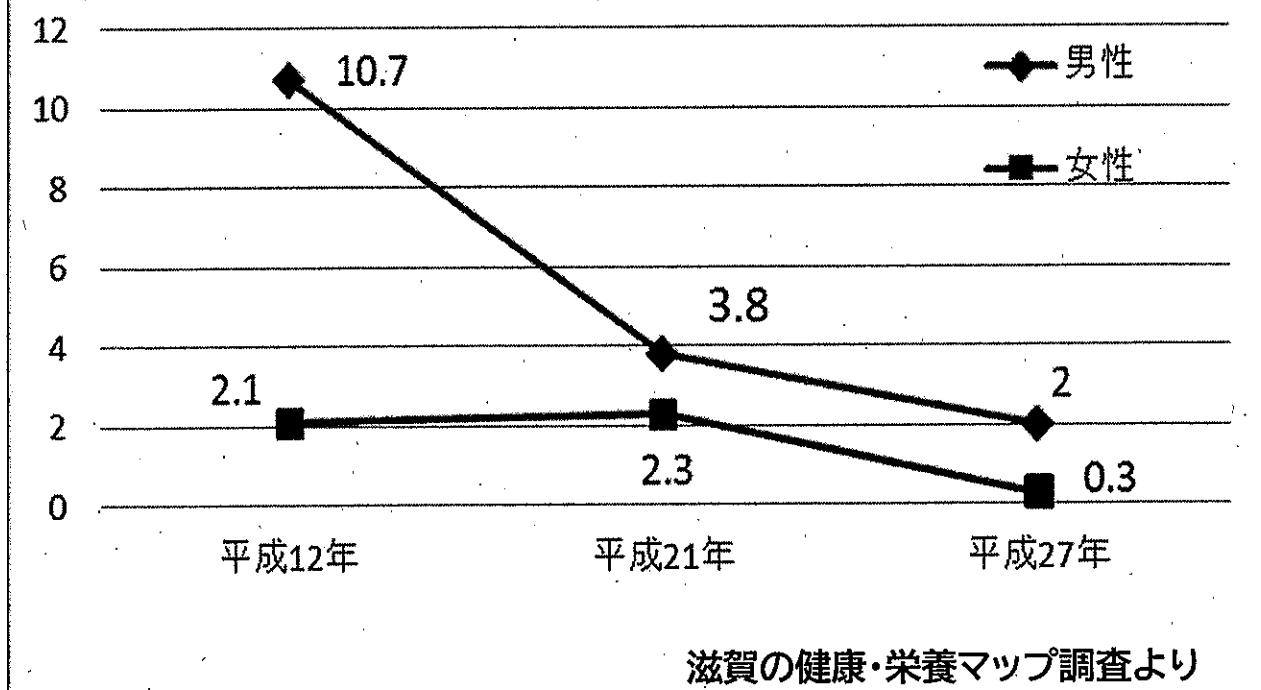
5

滋賀県「妊娠の喫煙」の状況(令和2年9月におけるモニタリング結果)

	妊娠本人								同居者の喫煙							
	妊娠前の喫煙				妊娠中の喫煙				妊娠前の喫煙				妊娠中の喫煙			
	喫煙なし	喫煙あり	不明	1日 喫煙本数 トータル	平均 喫煙本数	喫煙なし	喫煙あり	不明	1日 喫煙本数 トータル	平均 喫煙本数	喫煙なし	喫煙あり	不明	喫煙なし	喫煙あり	不明
滋賀県	828	116	13	1216	10.5	931	19	7	121	6.4	598	344	15	625	326	6
喫煙率	12.3%				2.0%				36.5%				34.3%			
参考 (R1喫煙率)	11.0%				2.0%				36.4%				32.9%			

6

未成年の喫煙率



7

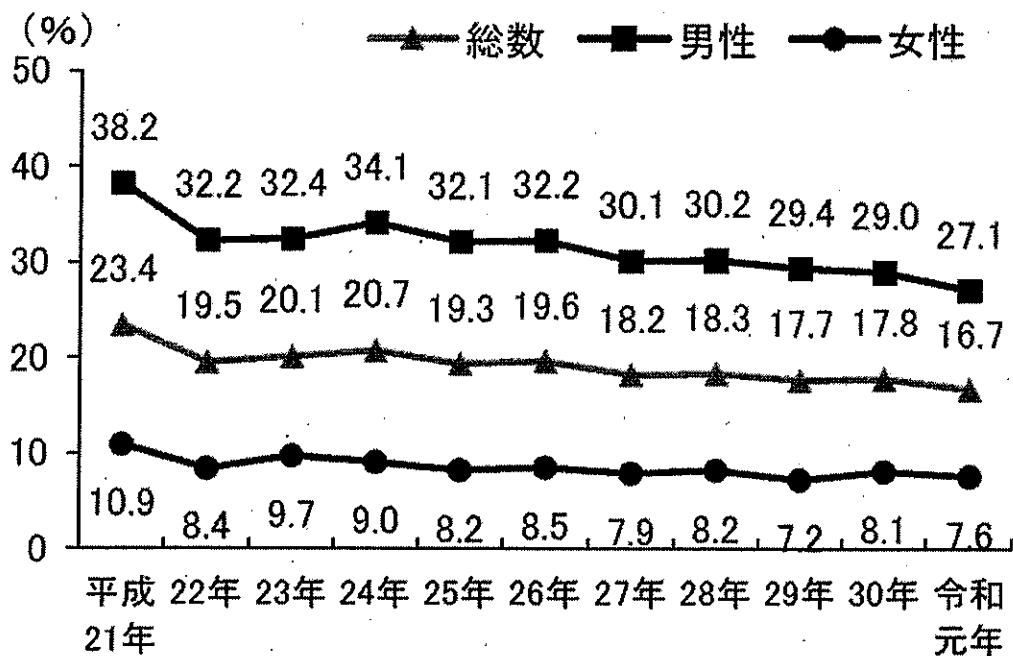
「健康いきいき21-健康しが推進プラン-(第2次)」

目標項目	計画策定期時の達成した基準値 (滋賀の健康・栄養マップ調査データはH21)	現状値(最新値) (滋賀の健康・栄養マップ調査データはH27)	目標値(R5)	出典	
健康	成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)	(H21) 男性 38.4% 女性 7.4%	(H27) 男性 29.1% 女性 4.0%	男性 27.2% 女性 3.0%	滋賀の健康・栄養マップ調査
	未成年者の喫煙をなくす(15~19歳の喫煙者の割合)	(H21) 男性 3.8% 女性 2.3%	(H27) 男性 2.0% 女性 0.3%	男性 0% 女性 0%	滋賀の健康・栄養マップ調査
	近隣中の喫煙をなくす	(H26) 3%	(R2) 2.0%	0%	市町調査(健康寿命推進調査)
	受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政施設・医療施設)の機会を有する人の割合の減少	(H24) 行政施設(敷地内または施設内全面禁煙) 79.4%	(R2) 行政施設(敷地内または施設内全面禁煙) 100% (H28) 医療施設(受動喫煙対策をしている) 82.9%	100%	行政: R2 片煙分煙実態調査(県) 医療機関: H24 喫煙規制調査 H28 医療施設情報提供制度(県)
	行政機関・医療機関における受動喫煙対策を実施している割合の増加	(H21) 34%(職場・学校での受動喫煙 20歳以上)	(H27) 10.2%	受動喫煙のない職場の実況	滋賀の健康・栄養マップ調査
	職場 *非喫煙者が毎日受動喫煙の機会を有する割合の減少	(H21) 34%(職場・学校での受動喫煙 20歳以上)	(H27) 10.2%	受動喫煙のない職場の実況	滋賀の健康・栄養マップ調査
COPD	家庭 *非喫煙者が毎日受動喫煙の機会を有する割合の減少 飲食店 *非喫煙者が月1回以上受動喫煙の機会を有する割合の減少	(H21) 家庭 12.6% 飲食店 40.4%	(H27) 家庭 8.8% 飲食店 37.2%	家庭 4% 飲食店 14%	滋賀の健康・栄養マップ調査
	COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度の向上	(H24) 29.1%	(H28) 32.2%	80%	H24滋賀の医療機関に関する県民意識調査

8

- 令和元年「国民健康・栄養調査」の結果(R1.11月に実施された調査)

現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上) H21～R1年

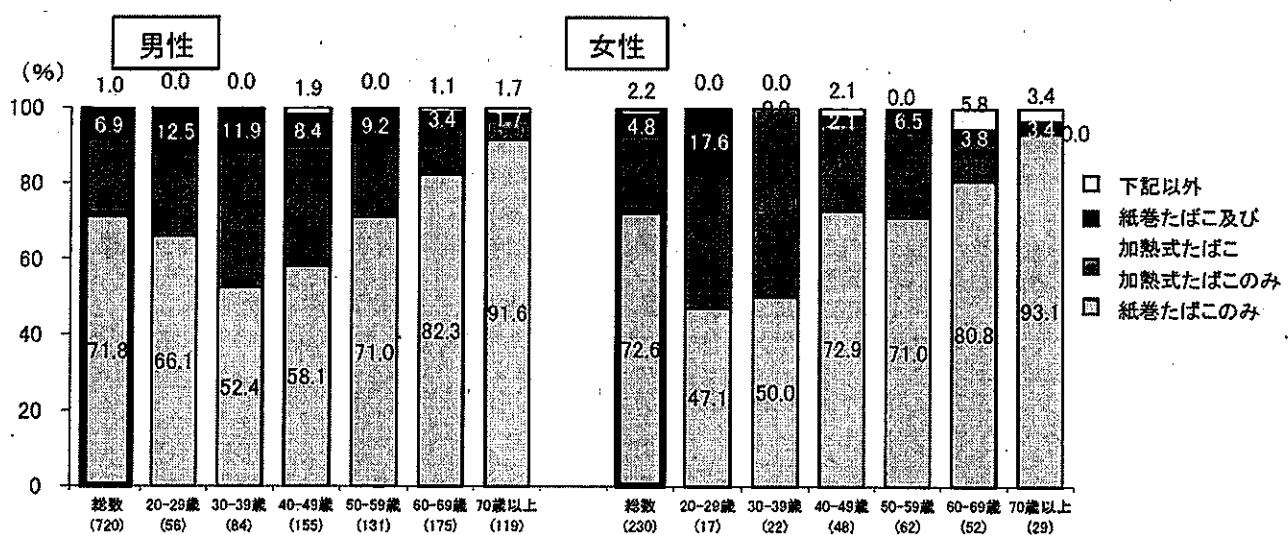


※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。

●令和元年国民健康栄養調査(概要版)より

9

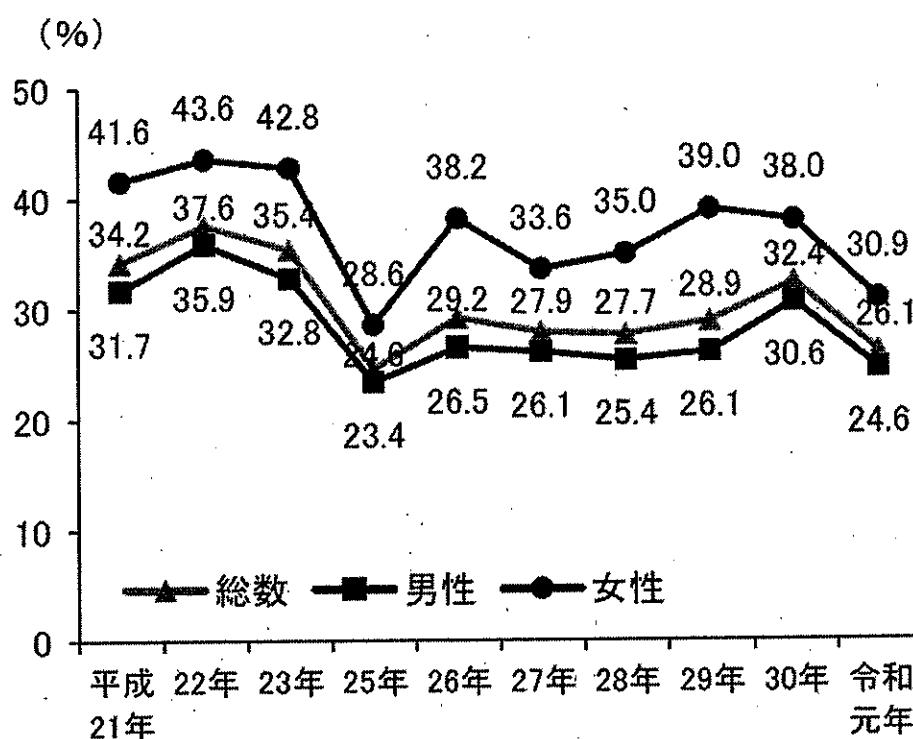
現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の組合せの状況 (20歳以上、性・年齢階級別)



●令和元年国民健康栄養調査(概要版)より

10

現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合の年次推移(20歳以上) H21～R1

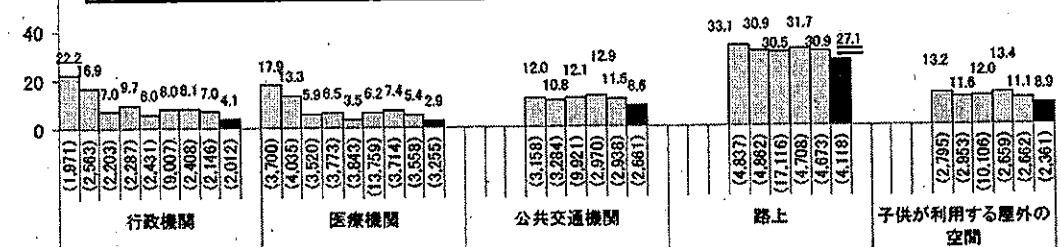
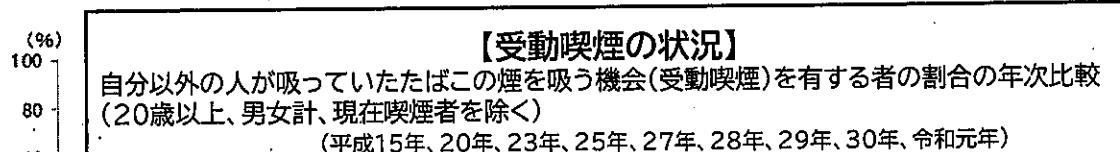
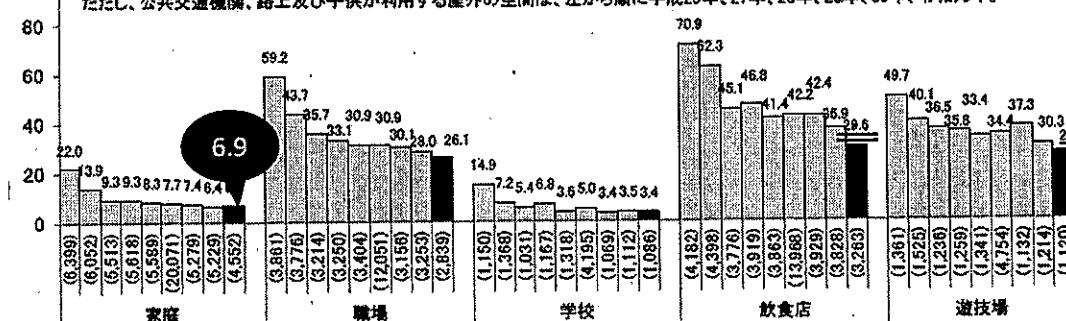


※平成 24 年は未実施。

●令和元年国民健康栄養調査(概要版)より

11

左から順に、平成15年、20年、23年、25年、27年、28年、29年、30年、令和元年。
ただし、公共交通機関、路上及び子供が利用する屋外の空間は、左から順に平成25年、27年、28年、29年、30年、令和元年。



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

※「受動喫煙の機会を有する者」とは、家庭：毎日受動喫煙の機会を有する者、その他：月1回以上受動喫煙の機会を有する者。

※学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。

※屋内・屋外等、受動喫煙が生じた場所や場面は不明。

●令和元年国民健康栄養調査(概要版)より

12

たばこ対策の具体的取り組み内容（「健康しが たばこ対策指針」改定版 平成27年3月 の概略）

	喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	未成年者の喫煙防止(防煙)対策	受動喫煙防止対策	禁煙支援(喫煙をやめたい人がやめる)
県	パンフレットや啓発資料の配布、ポスターの掲示、講演会、シンポジウム等の開催、ホームページによる情報の掲載等により正確で十分な情報を提供を行う。また、吸煙に対する知識の認知度や喫煙率等の調査結果を公表するよう努める。	精神的に情報を提供とともに喫煙防止のため啓発を行う。	本庁舎、各地域の合同広場について建物内全面禁煙を実施する。その他の庁舎についても建物内全面禁煙を目指す。	禁煙指導者の育成や禁煙支援に必要な情報の提供を行う。また禁煙を希望する禁煙指導者の効果的な禁煙支援が受けられるよう努める。
市町	医師診療や健康教育、広報誌等を活用して、正確で十分な情報提供を行なう。	管内の学校、保健指導会、青少年健全育成団体等との連携を図り、未成年者の喫煙防止を進めることさらに、禁煙支援のための活動に協力する。	市町の官公庁の建物内は全面禁煙を目指す。特に、保健所、市町保健センター等は、住民の健康を守る第一線の機関であり、乳幼児等多くの人が利用することから、軽度の全面禁煙を目指す。	禁煙支援を行なう医療機関や薬局についての情報提供に努め、特定保健指導の育成や禁煙支援を行なう。また、母子健診手帳交付時や乳児等の健診時に、未就学児の喫煙防止上の観点から、医職員、保護者自身への効果的なサポート支援が重要であり、教育機関と連携して推進する。
医療機関	受診者に対する喫煙が本人や他人に健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について指導を行う。	未成年者の喫煙者に対し、禁煙の指導を行う。	禁煙を持つ人が利用することから、待合室も含む建物内は全面禁煙とし、敷地内の全面禁煙を目指す。	禁煙指導や禁煙外来等を充実し、禁煙希望者への支援を行う。
教育機関 (教育委員会)		教育機関に指導できるよう、各年齢に合わせた効果的な指導方法について、保健機関や医療機関と連携しながら研修会等を実施する。		
教育機関 (各学校)		学校は、学校医、保健所、市町保健センター等の能力を保有する者との連携が図られており、未成年者の喫煙が健康に及ぼす影響、妊娠の健康への影響、妊娠の健康の関係等について具体的に指導する。小学校低学年など子供が喫煙と向きあお前から、喫煙防止教育を重視する。	公立の小・中・高等学校等については、保護者、利用者等の間の理解と協力をもと、敷地内の全面禁煙を実現する。また、大学や短期大学においても、敷地内の全面禁煙を目指す。	
保護者		就学前や小学校低学年など子どもが喫煙に興味を示す前に、就学前での教育の中で未成年者の喫煙は致目であることを伝えていく。保護者が喫煙の場合、子どもが喫煙に興味を持たないよう、子どもの前では禁煙に努める。		従業員の受動喫煙を防止するため、適切な環境整備に努める。
各関係団体	各地域における活動の中で生民への啓発を行う。			従業員の過度な喫煙のため、産業医等の指導を受け、禁煙希望者に対し適切な禁煙支援を行う。
事業所	従業員に対し、健康教育や相談、各種啓発を通じて正確な情報提供を行う。			
たばこ販売者		たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等、いざれの販売形態であっても、年齢を確認したたばこを販売する。		
健康増進法第25条の対象となる施設			体育館、劇場、映画場、集会場、展示場、百貨店、業務用飲食店、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店街、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊戯場、娛樂施設等多数の者が利用する施設については、全面禁煙を目指す。	
健康日本21(第2次) <基本的考え方>		喫煙のリスクに関する教育・啓発。	未成年期からの喫煙は健康影響が大きく、かつ成人の喫煙を出した後も継続につながりやすい、未成年者の喫煙の一つである。また、未成年者の喫煙防止に対する重要な指標の一つである。未成年者への吸引防止指標、リスクに対する教育・啓発等。	喫煙率の低下は、それが喫煙による健康被害を遅延に減少させる最善の解決策である。対応は、無料の公共交通機関や公共交通機関、専門の医療機関等、種々の保健事業の場で禁煙の助言や情報提供を一層活性化することが望まれる。

県におけるたばこ対策の取組みについて

「健康しが たばこ対策指針」に基づき、推進体制を確立するとともに、知識の普及や防煙・分煙・禁煙支援などの対策を総合的に行う。

令和2年度の取組

1. 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

- ・ FM滋賀 平和堂ディーライフにて啓発
- ・ 禁煙週間に啓発

➤ 当課および各保健所において啓発資材設置およびポスター掲示を実施

※新型コロナウィルス感染症の発生および拡大の状況に鑑み、本県においては街頭啓発、講習会等は中止

➤ 来庁者に対する啓発

当課、新館、本館受付、新館2F通路に受動喫煙に関する啓発資材(ティッシュ、リーフレット)設置、ポスター掲示

- ・ 健康情報誌等で喫煙について情報提供(保健所)
- ・ 大学における啓発(実施先:調整中) ~きかいてつなぐ20歳からの健康づくり事業の開催~
- ・ 中学校、高校、特別支援学校の喫煙防止教育にて使用教材の配布

2. 未成年者の喫煙防止(防煙)対策

- ・ 小学校の保健の授業、中学校・高等学校の保健体育の授業で、喫煙防止教育を実施
- ・ 小学校、中学校、高等学校の「薬物乱用防止教室」の機会に併せて、未成年の喫煙防止について講義を実施
- ・ 大学における啓発(実施先:調整中) ~きかいてつなぐ20歳からの健康づくり事業の開催~

3. 受動喫煙防止対策

- ・ 改正健康増進法の周知啓発

➤ 県民向け

- ・ 禁煙週間に啓発

県ホームページ、しらしがメール、県公式Facebook(2回)、府内放送、県政広報ラジオ番組「滋賀プラスワン インフォメーション」、報知新聞による啓発。

➤ 第一種施設向け

- ・ 市町あて出前講座の開催(滋賀県薬剤師会認定「禁煙支援薬剤師」を講師として派遣)
- ・ 県薬剤師会研修会参加薬局あて「なくそう! 望まない受動喫煙 受動喫煙をゼロに!」リーフレット、「改正健康増進法周知啓発ポスター」配布

➤ 第二種施設(事業所)向け

- ・ 禁煙週間に啓発

事業者向けメールマガジン(2回)

- ・「改正健康増進法周知啓発ポスター」配布
- ・事業者向けチラシ「受動喫煙対策できていますか?」配布
- ・「なくそう!望まない受動喫煙 受動喫煙をゼロに!」リーフレット配布
- ・「加熱式たばこ・三次喫煙啓発チラシ」 配布

➤ 第二種施設（飲食店）向け

- ・「改正健康増進法周知啓発ポスター」配布
- 食品営業許可継続講習会で配布（保健所）、滋賀県食品衛生協会を通じて配布 など
- ・既存特定飲食提供施設あて「喫煙可能室設置施設届出書」受理通知書送付時に標識配布。
- ・「なくそう!望まない受動喫煙 受動喫煙をゼロに!」リーフレット配布
- ・「飲食店向け改正健康増進法周知啓発チラシ（既存特定飲食提供施設対象）」 配布
- 食品営業許可継続講習会で配布（保健所）など
- ・「飲食店向け改正健康増進法周知啓発チラシ（4.1以降に許可取得の飲食店対象）」 配布

➤ 中学校・高校向け

- ・「改正健康増進法周知啓発ポスター」配布

- ・「受動喫煙防止のぼり旗」配布
- ・「受動喫煙のない社会促進会議」（専門部会）の開催（R2.10.12開催）

※ R3.1~3月に第2回開催予定

4. 禁煙の支援

- ・スマーカライザーや啓発資材を貸出し、学校・事業所等の禁煙教育を支援 （保健所）
- ・禁煙外来の情報提供の実施（保健所）
- ・啓発資料の配布

➤ 事業所向け

- ・「COPD（慢性閉塞性肺疾患）啓発チラシ」 配布

5. その他

- ・改正健康増進法全面施行にかかる県民、行政機関、企業等からの相談対応
- ・改正健康増進法にかかる義務違反（疑い）にかかる情報提供への対応
- ・飲食店における「喫煙可能室設置施設届出書」受理窓口対応 等

★県における啓発事業の取組状況

※今年度実施予定分を含む

対象	時期	項目	改正健康増進法の周知啓発(※)	備考
一般県民向け	4月	FM滋賀 平和堂ディーライフ 放送	○	
	4月	改正健康増進法周知啓発ポスター配布	○	県内学校:2,080部 関係団体:1,030部
	5月	禁煙週間における啓発資材、ポスター設置		ティッシュ、リーフレット
	5月	禁煙週間ににおける県ホームページ、しらがメール、県公式Facebook(2回)配信、府内放送	○	府内放送:県庁、各合同庁舎(6か所)
	5月	禁煙週間ににおける県政広報ラジオ番組「滋賀プラスワン インフォメーション」放送	○	
	5月	禁煙週間ににおける報知新聞への掲載	○	
	6月	中学生のみなさんへ「なくそう！ 望まない受動喫煙。」リーフレット配布	○	中学生:11,630部(大津市除く) 県内中学校、特別支援学校等の喫煙防止教育にて使用する教材として配布
	6月	高校生のみなさんへ「なくそう！ 望まない受動喫煙。」リーフレット配布	○	高校生:14,430部(大津市除く) 県内高等学校、特別支援学校等の喫煙防止教育にて使用する教材として配布
	11月	「なくそう！ 望まない受動喫煙 受動喫煙をゼロに！」リーフレット配布	○	県総合保健専門学校看護学生:80部
	11月	COPD(慢性閉塞性肺疾患)啓発チラシ 配布		県総合保健専門学校看護学生:80部
	11月	加熱式たばこ・三次喫煙啓発チラシ 配布	○	県総合保健専門学校看護学生:80部
	1月 (予定)	「受動喫煙から子どもを守る」ポスター 配布		※配布部数、配布先は検討中 (案) 県内の子育て支援関係の機関(子育て支援センター、児童館、学童など)、歯科医院等
	3月 (予定)	びわ湖レイクサイドマラソン2020 参加者に啓発資材の配布		参加者:3,000人程度
第一種施設向け	8月、11月	「なくそう！ 望まない受動喫煙 受動喫煙をゼロに！」リーフレット配布	○	・特定健診・特定保健指導実践者育成研修:60部 ・健康サポートのための多職種連携研修会(県薬剤師会):40部
	7月～12月 (予定)	COPD(慢性閉塞性肺疾患)啓発チラシ 配布		・各市町(大津市除く):100部 ・県健康推進員団体連絡協議会を通じて、市町に配布 200部 ・経務事務・厚生課(県職員向け健康相談、特定保健指導、職員診療所禁煙指導):90部 ・出前講座を通じて、県受動喫煙対策担当部局に配布 18市町に各50部配布 ・特定健診・特定保健指導実践者育成研修:60部
	9月～11月	加熱式たばこ・三次喫煙啓発チラシ 配布	○	・各市町(大津市除く):100部 ・出前講座を通じて、県受動喫煙対策担当部局に配布 18市町に各50部配布 ・たばこ対策推進会議構成団体、受動喫煙のない社会促進会議(部会)構成団体:20部 ・健康サポートのための多職種連携研修会(県薬剤師会):40部
	11月	改正健康増進法周知啓発ポスター配布	○	・健康サポートのための多職種連携研修会(県薬剤師会):40部
	12月～3月 (予定)	きついでつなぐ20歳からの健康づくり事業 大学	○	※ 実施先は調整中

★県における啓発事業の取組状況

※今年度実施予定分を含む

対象	時期	項目	改正健康増進法の周知啓発(※)	備考
第二種施設向け	6月～8月	事業者向けチラシ「受動喫煙対策できていますか？」配布	○	<p>【6月】 滋賀労働局:2,800部 ※「全国安全週間」に併せて配布 滋賀産業保健総合支援センター:300部 県商工会連合会、各商工会:380部 県内商工会講師:160部</p> <p>【7月】 協会けんぽから中小企業への周知:1,700部 県生涯学習課からしがふあみ締結企業や事業者への周知:630部 県労働雇用政策課から県内事業者への周知:4,500部</p> <p>【8月】 協会けんぽが認定する健康経営に取組む中小企業への周知:320部</p>
	4月、7月、9月、10月、2月(予定)	改正健康増進法周知啓発ポスター配布	○	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生同業組合、生活衛生関係施設:1,800部 ・県食品衛生協会:580部 ・事務担当者向け講習会(協会けんぽ):200部 ・健康経営セミナー:100部 ・飲食店(10月、2月食品営業許可更新時手続き会):1155部 ・調理師再教育講習会:120部
	4月、9月～2月(予定)	「なくそう！望まない受動喫煙 受動喫煙をゼロに！」リーフレット配布	○	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等への啓発時に活用:1,200部(各保健所へ配布) ・事務担当者向け講習会(協会けんぽ):200部 ・健康経営セミナー:100部 ・飲食店(10月、2月食品営業許可更新時手続き会):1155部 ・調理師再教育講習会:120部
	7月～12月(予定)	COPD(慢性閉塞性肺疾患)啓発チラシ 配布		<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀産業保健総合支援センター:100部 ・事務担当者向け講習会(協会けんぽ):200部 ・健康経営セミナー:100部
	9月～10月	加熱式たばこ・三次喫煙啓発チラシ 配布	○	<ul style="list-style-type: none"> ・県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議構成団体:3300部 ・県労働雇用政策課から県内事業者への周知:4,500部 ・健康経営セミナー:100部 ・県生涯学習課からしがふあみ締結企業や事業者への周知:630部
	10月～	飲食店向け改正健康増進法周知啓発チラシ 配布(R2.4.1以降に営業許可を取得した飲食店対象)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所(食品営業許可新規申請の相談時等に配布):700部
	4月～	飲食店向け改正健康増進法周知啓発チラシ 配布(既存特定飲食提供施設対象)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所(食品営業許可継続講習会等に配布)
	12月(予定)	受動喫煙防止啓発用のぼり旗 配布		<p>※配布部数、配布先は検討中</p> <p>(案) 行政機関(県機関、県指定管理施設、市町(大津市除く)、国機関): 接診事業者: 医療関係団体(県病院協会等): 商業関係団体(商工会、商工会議所等): 健康保険関係団体(国保連合会、協会けんぽ等): たばこ対策推進会議委員会所属団体: 子育て支援センター:</p>
	3月(予定)	県商工会連合会会報誌「商工連会報」原稿掲載	○	

(※)改正健康増進法の周知啓発に係る内容を含むものには「○」を記載

※啓発資料は上記のほか、県保健所で配布または各種事業で配布

●改正健康増進法の説明会等の実施状況

開催日	時間	場所	説明会内容(対象者)		参加人数	講師	名医見習会指導員
			看護学生実習	(聖泉大学看護学生・教員)			
5月13日	10分	長浜保健所	保健師の学生実習	学生	6	-	たばこ対策担当者
6月4日	5分	草津保健所	食品営業許可継続申請	飲食店営業者等	6	-	たばこ対策担当者
6月(4日間)		甲賀保健所	保健師の学生実習	学生	32	-	たばこ対策担当者
8月19日	5分	草津保健所	受動喫煙防止対策 出前講座	(県受動喫煙対策担当者等)	6	-	たばこ対策担当者
8月20日	60分	県庁	管理栄養士の学生実習	学生 (各がん部会委員、保健所長等)	17	県薬剤師会認定禁煙支援専門部 (出前講座)	-
8月25日	5分	草津保健所	がん対策部会	受動喫煙防止対策 出前講座 (湖南市受動喫煙対策担当者等)	10	-	たばこ対策担当者
8月27日	10分	県庁	受動喫煙防止対策 出前講座	(守山市受動喫煙対策担当者等)	18	福島	-
9月9日	60分	湖南市共同福祉施設	受動喫煙防止対策 出前講座	(湖南市受動喫煙対策担当者等)	20	同上	-
9月10日	60分	すこやかセンター	受動喫煙防止対策 出前講座	(守山市受動喫煙対策担当者等)	10	同上	-
9月14日	15分	草津市役所	協会けんぽ主催 中小企業事務講習会 健康経営・喫煙対策講義	受動喫煙防止対策 出前講座 (米原市受動喫煙対策担当者等)	7	-	たばこ対策担当者
9月15日	30分	県立男女共同参画センター	協会けんぽ主催 中小企業事務講習会 健康経営・喫煙対策講義	受動喫煙防止対策 出前講座 (米原市受動喫煙対策担当者等)	39	風間	-
9月17日	60分	米原市役所	協会けんぽ主催 中小企業事務講習会 健康経営・喫煙対策講義	受動喫煙防止対策 出前講座 (米原市受動喫煙対策担当者等)	20	同上	-
9月17日	30分	草津市立市民交流プラザ	協会けんぽ主催 中小企業事務講習会 健康経営・喫煙対策講義	受動喫煙防止対策 出前講座 (米原市受動喫煙対策担当者等)	36	風間	-
9月24日	30分	ひこね文化プラザ	協会けんぽ主催 中小企業事務講習会 健康経営・喫煙対策講義	受動喫煙防止対策 出前講座 (米原市受動喫煙対策担当者等)	29	風間	-
9月25日	30分	労働者福利社会館 滋湖	協会けんぽ主催 中小企業事務講習会 健康経営・喫煙対策講義	受動喫煙防止対策 出前講座 (長浜市受動喫煙対策担当者等)	20	風間	-
9月29日	60分	長浜市役所	講師再教育講習会	受動喫煙防止対策 出前講座 (長浜市受動喫煙対策担当者等)	3	同上	-
9月30日	20分	浜大津明日都	受動喫煙防止対策 出前講座 (高島市受動喫煙対策担当者等)	15	福島	-	-
10月2日	60分	新旭保健センター	受動喫煙防止対策 出前講座 (東近江市受動喫煙対策担当者等)	6	同上	-	-
10月2日	60分	東近江市役所	受動喫煙防止対策 出前講座 (野洲市受動喫煙対策担当者等)	22	同上	-	-
10月5日	60分	野洲市健康福祉センター	受動喫煙防止対策 出前講座 (県立大学看護学生・教員)	14	同上	-	-
10月6日	10分	長浜保健所	看護学生実習	8	同上	-	たばこ対策担当者

●改正健康増進法の説明会等の実施状況

開催日	場所	時間	説明会内容(飲食者)	県庁 連絡窓口担当		参加人数	講師	会場	各保健所
				県庁	外部講師				
10月12日	草津保健所	20分	調理師再教育講習会			15	福島	-	-
10月13日、14日	草津保健所	10分	食品営業許可継続申請	飲食店営業者等		94	-	-	たばこ対策担当者
10月14日	近大津明日都	15分	協会けんぽ主催 健康経営セミナー			21	風間	-	-
10月14日、15日	高島保健所	20分	食品営業許可継続申請	飲食店営業者等		24	-	-	たばこ対策担当者
10月21日	甲賀保健所	20分	調理師再教育講習会			22	福島	-	-
10月26日	草津保健所	5分	保健師の学生美習	学生		6	-	-	たばこ対策担当者
10月28日	日野町商工会館	5分	飲食店・商業店の新型コロナ対策セミナー	日野町商工会員、町職員等		11	-	-	たばこ対策担当者
10月29日	愛荘町役場	60分	受動喫煙防止対策 出前講座	(愛荘町受動喫煙対策担当者等)		15	-	同上	-
10月(4回)	甲賀保健所		食品営業許可継続申請	飲食店営業者等		27	-	-	たばこ対策担当者
11月8日	草津市まちづくりセンター	15分	健診サポートのための多職種連携研修会	(県議会員某局)		35	風間	-	-
11月12日	能登川コミュニティーセンター	5分	食品衛生講習会	八日市食品衛生協会員、八幡食品衛生協会員		104	-	-	たばこ対策担当者
11月26日	くすのきセンター	60分	受動喫煙防止対策 出前講座(第1回)	(彦根市受動喫煙対策担当者等)		40	(県議会員某課室) (出前講座)	-	-
11月26日	#	60分	受動喫煙防止対策 出前講座(第2回)	"		-	同上	-	-
12月9日	高島保健所	5分	地域活動栄養士・行政栄養士連絡会	たばこ担当者等		10	-	-	たばこ対策担当者
1月13日	多賀町役場	60分	受動喫煙防止対策 出前講座	(多賀町受動喫煙対策担当者等)		6	-	同上	-
1月25日	豊郷町役場	60分	受動喫煙防止対策 出前講座	(豊郷町受動喫煙対策担当者等)		5	-	-	-
2月9日、10日	草津保健所	10分	食品営業許可継続申請	飲食店営業者等		80	-	-	たばこ対策担当者
2月中旬	高島保健所	20分	食品営業許可継続申請	飲食店営業者等		98	-	-	たばこ対策担当者

※改正健康増進法にかかる内容を含む「参加人数」欄の人数は「参加予定人数」

※開催予定のものを含む「参加人数」欄の人数は「参加予定人数」

滋賀県たばこ対策推進会議専門部会
「受動喫煙のない社会促進会議」開催報告

<第1回> 令和元年10月30日(水)14:30~16:30

検討概要

『滋賀県では「受動喫煙のない社会」が当たり前の文化』を作り上げていこう！

～自らたばこの煙を避けられない子どもたちの健康と安全を守るため～

上記テーマのもとに、

- ① 法律の周知 ②正しい知識の啓発普及 ③キャンペーンの実施で機運を高める④
子ども(弱者)の受動喫煙防止対策に取り組む飲食店、企業を応援する ⑤子供が自ら安心
感を得られるようにする ⑥まちづくり ⑦喫煙者のマナー向上について具体的な取り組み
を検討していくこととした。

<第2回> 令和2年1月20日(月)14:30~16:30

検討概要

第1回会議の検討事項にかかる具体的な取り組みについて検討

- ① 法の全面施行後の社会変化を踏まえた受動喫煙防止対策の検討(アーケード等による状況把握)
- ② 地域の行事等での啓発(「のぼり旗」作成により機運を高める)
- ③ さらなる受動喫煙防止対策に取り組む事業所等を応援する仕掛けづくり(ステッカーの作成等)
- ④ 喫煙可能なエリアの明確化 等

<第3回> 令和2年10月12日(月)15:00~17:00

検討概要

本年4月1日より改正健康増進法が全面施行されたが、新型コロナ感染症の影響により予測
できなかった状況下ではあるが、withコロナの中「新しい生活様式」を踏まえた今後の受動喫
煙防止対策の仕切り直しを検討。

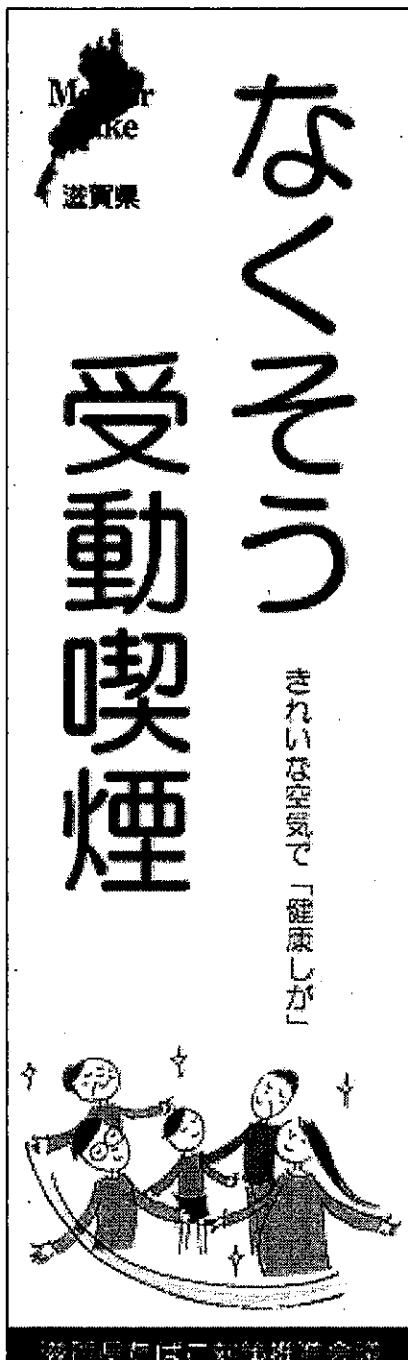
- ① 改正健康増進法の周知・啓発
 - (大学等と連携して学生を対象、保育園・こども園等にて父母を対象)
- ② 受動喫煙のないまちづくりの取組
 - ・自分と他人の健康を守っていく思いやりの気持ちで事業展開していく
 - ・県民だけではなく滋賀県を訪れる人も含めてきれいな空気「健康しが」を実感できる取
組
 - ・のぼり旗による啓発
- ③ 喫煙者に直接届ける周知啓発
 - ・受動喫煙防止対策の趣旨を伝える、配慮義務の周知、望む人に禁煙支援を届ける
 - ・吸える場所の明示

のぼり旗 配布計画(案)

子どもをはじめ県民に幅広く周知できる施設および受動喫煙にかかる各種啓発を実施している団体に配布する予定。配布先は以下のとおり。

機関	
行政機関	県保健所、県機関、県指定管理施設
	市町(大津市除く)
	国機関
検診事業者	
医療関係団体	県病院協会等
商業関係団体	商工会、商工会議所等
健康保険関係団体	国保連合会、協会けんぽ等
たばこ対策推進会議委員所属団体	
受動喫煙のない社会促進会議委員所属団体	
子育て支援センター	

※上記のほか、「きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業」により、県内各大学・短期大学等で健康づくりにかかる啓発事業を実施する際に、活用する予定。(現在、各大学と事業実施に向け調整中)



きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業

1. 事業目的

健康寿命の延伸には、若い世代からの健康づくりへの取組が重要である。健康に対する意識、関心が低い若い世代に対して、自らの健康に気づき、望ましい生活習慣の実践につなげられるようなきっかけづくりを行うことにより、主体的な健康づくりへと導くことを目的とし実施する。

若い世代のライフイベントである就職のタイミングに合わせ、大学生を対象に喫煙・食育・歯科を含む「口の健康」の観点から健康チェックを実施し、望ましい生活習慣の実践につながるようなきっかけづくりを行う。特に、たばこについては、習慣性・依存性の高い嗜好品であり、喫煙習慣を一度身に付けると禁煙することが困難であることから、一本目のたばこを吸わせないためにも、たばこについての正しい知識を習得する機会とする。

2. 内容

専門職によるキャラバン隊(歯科医師、歯科衛生士、看護職、栄養士等)を大学に派遣し、健康チェック(口腔チェック、食生活チェック、血圧等測定など)および健康チェックの結果を踏まえた生活習慣の助言を行う。同時に、改正健康増進法の周知を行う。

3. 実施時期

令和2年(2020年)12月～令和3年3月

4. 実施方法、回数、場所

業者委託、計13回程度、県内の大学

5. 実績(R1)

- ・大学での実施:龍谷大学、滋賀県立大学(2回)、(立命館大学:健康寿命推進課直執行)
- ・平和堂(包括協定連携企業):育児用品売り場のフロアにて開催(8回) 計 10 回開催

【昨年度の実施状況】



健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、当該施設等の管理にについて、多数の者が利用する施設原を有する者が講ずべき措置等の区分に応じて、当該施設等の一一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の区分について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることは望まない者がそのような状況に置かることのないようにすることを望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
(2) 都道府県知事（保健所設置市区内にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関	禁煙 (敷地内禁煙 (※1))
旅客運送事業自動車・航空機	当分の間の措置 【加熱式たばこ (※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室 (飲食等も可) 内 での喫煙可)
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業 (資本金又は出資の総額 500万円以下 (※3)) かつ 客席面積100m ² 以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることとして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるもの）を含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といつ

た喫煙・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

(3) 旅館・ホテルの客室等、20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

(4) 喫煙をすることは20歳未満の者を立ち入らせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
(3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設 * 第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所
- 等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外。

【経過措置】

- 既存の経営規模の小さな飲食店
- 個人又は中小企業が経営
- 客席面積100m²以下

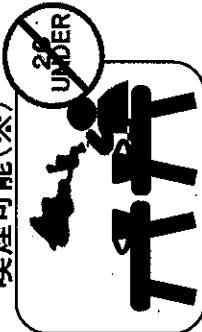
○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



- 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能（※）
- 室外への煙の流出防止措置

2020年
4月1日
施行



- ※ 全ての施設で、喫煙可能な部分には、
 - ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

○ 喫煙目的施設

- 施設内で喫煙可能（※）

- ・喫煙を主目的とする施設
- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店・公衆喫煙所

○ 屋外や家庭など

- 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

改正健康増進法施行後の取組について

令和元年12月から令和2年10月末時点の本県(大津市を除く)の対応については、以下のとおり。

1. 「喫煙可能室設置施設届出書」受理に関する状況(既存特定飲食提供施設)

(1) 改正法施行の周知、飲食店の受動喫煙対策および届出書提出案内にかかる通知等

- ・令和元年12月に、同年11月末時点で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている施設に発出。その後、令和2年3月まで、各月に新規で上記の営業許可を受けた施設に発出。通知件数:計9,266件
- ・令和2年4月以降も、上記の営業許可新規申請の相談時等に改正法に基づく受動喫煙対策にかかる資料を配布。

(2) 届出受理状況

- ・受理件数: 682件(廃止届のあった施設(7施設)を含む)
- ・受理施設に対して、①受理通知書、②遵守事項にかかる資料、③標識モデル(滋賀県バージョン)を送付。

2. 義務違反(疑い)事案にかかる情報提供への対応

(1) 施設区分別、違反内容別、月別件数

施設区分	違反内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
第一種 (飲食店)	1. 禁止場所での喫煙	1							1
	2. 禁止場所での喫煙器具等の設置	1							1
	3. 標識(※)					1			1
	4. 未成年の喫煙場所への立入(※)								0
	5. 技術的基準								
	6. 配慮義務(※)		1	1					2
	7. その他								0
第二種 (飲食店以外) ※「既存特定飲食提供施設」を含む	1. 禁止場所での喫煙	1			1	1			3
	2. 禁止場所での喫煙器具等の設置								0
	3. 標識	14		1			1		16
	4. 未成年の喫煙場所への立入	2			2		1	1	6
	5. 技術的基準								0
	6. 配慮義務								0
	7. その他								0
その他	1. 禁止場所での喫煙	3							3
	2. 禁止場所での喫煙器具等の設置	3		1					4
	3. 標識								0
	4. 未成年の喫煙場所への立入								0
	5. 技術的基準			1		1			2
	6. 配慮義務	7		1			1		9
	7. その他								0

計 33 1 5 3 3 3 1 49

(※)「特定屋外喫煙場所」に関するものを指す。

- ・情報提供のあった「施設」ごとに、整理番号を付番し集計。
- ・同一施設で、複数の違反内容があった場合、主な内容を選び「1」とする。

(2)情報提供の一例

ケース1)

既存特定飲食提供施設で、喫煙可能店としている飲食店において、子どもを伴う利用客を上記室内で飲食させている。(または20歳未満の従業員を上記室内で従事させている。)

ケース2)

既存特定飲食提供施設で、喫煙可能店としている飲食店において、店舗出入口に標識が掲示されていない。

ケース3)

屋外に設置されている喫煙所が人通りの多い場所に設置されており、喫煙者のたばこの煙にさらされることから、非喫煙者への配慮に欠けている。

等

義務違反(疑い)事案にかかる情報提供については、当課に設置した受動喫煙対策専用ダイヤルに直接通報されるほか、県健康福祉事務所を通じて探知されるケースも多い。

(3)措置状況

いずれの事例も、改正法の趣旨の理解を求め、法に基づく適切な対応を指導・助言しており、立入検査、勧告、命令を要するケースに至っていない。

「健康しが たばこ対策指針」に基づく各関係機関・団体での取組等

1 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発

所属	現在取り組んでいる事業 実績 等	今後の課題・方策・ 現在検討中の方策	他機関への協力依頼・期待すること
滋賀県歯科医師会	<p>【継】たばこ使用によるリスクファクター(歯周病、口腔がん、口臭、修復物の着色や治療後の治癒阻害)などの関連性への理解を深める。「世界禁煙デー」および「禁煙週間」にかかる街頭啓発への参加 特に「口腔がんチェック実施歯科医院」による受診者への啓発</p>	<p>【継】禁煙セミナーの開催(県歯事業部による健康講話、歯一トフル淡海等の開催)により県歯会員、県民、地域行政へ啓発活動の充実をはかる</p>	<p>【継】TVやFM、掲示物などの広報活動による支援</p>
滋賀県薬剤師会	<p>・滋賀県薬剤師会HPでの禁煙支援出前講座実施の広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援出前講座実施の継続広報かつ有効的な広報の検討 ・【継】禁煙支援出前講座の講師育成(研修会内容の充実、講師補助制度の実施など) ・禁煙支援を含む、健康支援薬剤師認定制度の検討 	<p>・【継】県民に対する禁煙支援協働啓発活動の検討および実施</p> <p>・【継】禁煙支援研修会等における本会への講師依頼</p>
滋賀県健康推進員 団体連絡協議会	<p>・【継】「世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業(働き世代)」 実施期間:毎年9月~2月 対象者:働き世代 内容:生活習慣病予防を目的とする講習会の中で、禁煙や受動喫煙について啓発している。(令和2年度:県内9か所)</p> <p>・【継】「世界禁煙デー」および「禁煙週間」の街頭啓発活動に市町協議会ごとに参加</p>		
滋賀県小学校長会	<p>・滋賀県小学校長会として統一して取り組んでいることはないと思います。 ・本校では、上記の授業に併せて、6年生を対象に健康影響についての知識の普及啓発を図っています。 ・本校では、喫煙している職員はありませんので、職員向けの研修は実施していません。(次年度以降、喫煙者が配属された場合は、個別に指導したいと思っています。) ・PTA向けの研修は行っていません。</p>	<p>・特にありません。</p>	<p>・電子たばこの害に関する情報が得にくく指導しにくいため、「通常のたばこに比べてどうなのか」、「どのような害があるのか」などの情報を教えていただけないとありがたいです。</p>
滋賀県中学校長会			<p>【「禁煙支援」と併せて記載】 ・生徒が喫煙している場合、保護者や家庭の誰かがたばこを吸っているケースは多いと思う。生徒の保護者向けの呼びかけや対策が必要である。 ・中学校で言えば、3年に一度以上、リーフレット等の配布があるとありがたい。その中に、保護者向けの部分も入れてほしい。</p>
滋賀県高等学校長 協会	<p>保健や家庭などの授業で扱うだけでなく、学校医、保健所等の協力を得て子どもやその保護者に対し、未成年者の喫煙が違法であることに加えて、喫煙の健康への影響、妊娠と喫煙の関係等について具体的に指導する。</p>	<p>生徒がもっと実感できる喫煙教育の教材開発が必要。</p>	

・【継】R1年度の内容を引き続き実施いただいているもの

・【継】R1年度の内容を引き続き挙げていただいているもの (同左)

「健康しが たばこ対策指針」に基づく各関係機関・団体での取組等

2 未成年の喫煙(防煙)対策

所属	現在取り組んでいる事業 実績 等	今後の課題・方策・ 現在検討中の方策	他機関への協力依頼・期待すること
滋賀県医師会	【継】学校医を中心とした学校保健活動を通じて、児童・生徒に対する健康教育等を推進している。		
滋賀県歯科医師会	【継】幼・小・中・高等学校歯科医(校医)として啓発する	【継】学校保健委員会の活用	【継】各幼稚園・学校及び教育委員会の協力を求める
滋賀県薬剤師会	・【継】学校薬剤師による学習指導要領に沿った喫煙防止教育の実施 ・【継】学校における薬物乱用防止教室の授業の中で喫煙防止の徹底 ・【継】長浜市長浜青少年センター主催の令和2年度年度薬物乱用防止教室での喫煙防止の講演(16校)に講師を派遣	・学校薬剤師研修会を実施し、質の向上に努め、「薬物乱用防止」「薬の正しい使い方」授業に喫煙防止を取り入れていく ・【継】くすり教育の中においても受動・喫煙防止教育を考える ・それぞれの学校で開催される学校保健会議において、喫煙防止、受動喫煙防止について問題提起していく	・本会学校薬剤師部と協同し、各学校に対し「喫煙防止」「受動喫煙防止」の啓発活動を行う ・【継】学校、PTA等の協力のもとで、保護者対象の受動・喫煙防止教育の実施 ・【継】受動・喫煙防止教育の時間の確保
滋賀県たばこ商業協同組合連合会	【継】県内各所において ・未成年者喫煙防止に係る啓発活動の実施 ・売らない吸わせない運動の実施		
滋賀県小学校長会	【継】・滋賀県小学校長会として統一して取り組んでいることはないと思います。 【継】・本校では、6年生の保健体育科の授業で喫煙対策の授業を行っています。(薬物乱用防止対策の一つとしての性格も持ります。)	【継】・電子たばこはおいかがほとんどないため、未成年者が喫煙しても気づかないことがほとんどだと思います。電子たばこの使用に関する対策が必要だと思います。	【継】・電子たばこの害に関する情報が得にくく指導しにくいため、「通常のたばこに比べてどうなのか」、「どのような害があるのか」などの情報を教えていただけるとありがたいです。
滋賀県中学校長会	・保健体育科の保健分野「健康な生活と病気の予防」の章で学習している。 ・がん教育や薬物乱用教室、非行防止教室の中で喫煙防止の内容が含まれるケースもある。 ・中学生の喫煙は減少しているが、0ではない。学校によっては、喫煙の問題が発生している。当然のことではあるが、学校が把握すれば、本人・保護者への指導を実施している。	・令和3年度から、新学習指導要領全面実施となるが、保健体育科の保健分野「健康な生活と病気の予防」の章で学習する。 ・関連する〇〇教育や〇〇教室などで、健康面や依存の面で、喫煙防止の指導できる場面があれば、関連づけて内容を工夫し、取り扱う。 ・中学生の喫煙は減少しているが、0ではない。学校が把握すれば、本人・保護者へ指導する。	
滋賀県高等学校長協会	未成年者の喫煙が違法であることから、生徒を取りまく環境の改善につとめるため、PTA、青少年センター等との連携を密にとり、販売者にも未成年の喫煙防止に対する協力を求めてゆく。		引き続き、警察署生活安全課、少年センター等の関係機関との連携を密に保っていきたい。
滋賀県青少年育成民会議	【継】「令和2年度世界禁煙デー・禁煙週間」街頭啓発への参加(新型コロナウイルス感染症発生により中止) ・【継】7月の「令和2年度青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」青少年を取り巻く社会環境の浄化と非行防止活動の推進。(新型コロナウイルス感染症発生により中止) ・【継】11月の「令和2年度滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」において、青少年を取り巻く社会環境の浄化と非行防止活動の推進。(11/2に大津市にて街頭啓発を実施予定)		

・(継):R1年度の内容を引き続き実施いただいているもの

・(継):R1年度の内容を引き続き実施いただいているもの (両左)

「健康しが たばこ対策指針」に基づく各関係機関・団体での取組等

3 受動喫煙防止対策

所属	現在取り組んでいる事業 実績 等	今後の課題・方策・ 現在検討中の方策	他機関への協力依頼・期待すること
滋賀県歯科医師会	【継】学会、会議、セミナー、研修会、展示会及び懇親会会場に於いての完全禁煙 各歯科医院での完全禁煙	(健康増進法の全面施行を受けて) 【継】厚生会館内での完全禁煙、施設外での分煙の実施 学会、会議、セミナー、研修会などロビーの一角や喫煙所の設定状況から、副流煙に曝露される危険性がなくならない。よって屋外等オープンスペースでの喫煙所設置の必要性がある。	
滋賀県薬剤師会	・滋賀県受動喫煙防止対策強化事業市町等に対する出前講座の講師(禁煙支援薬剤師)派遣 ・薬剤師会館の全面禁煙	(健康増進法の全面施行を受けて) ・本会会員の喫煙対策の徹底 ・薬局敷地内禁煙の徹底	・県内各市町(商工課、観光課等)の人が多く集まる場所への禁煙区域指定の働きかけをしていく
滋賀県喫茶飲食業生 活衛生同業組合	・当組合のホームページにて、健康増進法に関する厚労労働省作成のリーフレットや、法令の概要を簡単にまとめた資料を掲載し、啓発に努めています。 ・同様に、厚労労働省「受動喫煙防止対策助成金」や公益財団法人全国生活衛生営業指導センター「生衛業受動喫煙防止対策助成金」についても、ホームページにて周知を行っています。 ・本年6月に開催した当組合の通常総会においても、改めて、健康増進法に則った取組の重要性につきまして、認識を統一いたしました。	(健康増進法の全面施行を受けて) ・当組合の組合員は、中小零細の経営者が多く、コロナ禍により、大きなダメージを受けています。まずは事業継続、本業の立て直しに注力している状況にはご理解頂きたいと考えています。 ・併せて、事業継続に当たり、「もしサボ滋賀」等の周知を含め、適切な感染症対策を行うよう、店舗に対して指導しています。先般も、当組合役員を中心に実際に店舗を回って、啓発活動を行っています。 ・厳しく、先の見えない今の状況を抜ければ、健康増進法の啓発にも再度取り組んでいきたいと考えています。	・4月の健康増進法の施行前に、コロナ禍となり、事前に受動喫煙対策を取ろうと考えていた店舗においても、完全に意識が飛んでしまっているケースが多いのですが、と考えています。 ・また、通常であれば、このような大きな影響のある法律が施行される場合、メディア等でも大きく取り上げられ、普及啓発が進むものと考えていますが、今年はそれも完全に吹き飛んでしまった印象です。 ・このような状況下においては、県におかれましても、引き続き丁寧に、店舗に対して法令の周知啓発を行って頂きたいと考えております。私ども喫茶組合としても、県を含む皆さんと連携して、官民一体の取組となるよう、普及啓発に協力して参る所存です。
滋賀県たばこ商業協 同組合連合会	【継】受動喫煙防止に配慮した分煙施設の設置を推進している。	(健康増進法の全面施行を受けて) ・地方自治体による過度な敷地内禁煙施策により、第一種施設の敷地外での喫煙(路上を含む)が増加している。特に周辺の喫煙可能な施設へ喫煙者が集中し、新たに受動喫煙が拡散されている現状を改善する必要がある。第一種施設においては、原則敷地内禁煙であるが特定屋外喫煙場所を敷地内に設置することができるから、受動喫煙を防止する観点から、当該施設周辺への受動喫煙拡散防止対策を推進するために分煙施設の設置推進をはかる。	・望まない受動喫煙を防止するためには、また安定した地方税収確保の観点からも第一種施設における受動喫煙防止施設(特定屋外喫煙場所)の整備を進めることにご理解とご協力を賜りたい。 ・湖南市が受動喫煙の防止に関する条例を7/1から施行されています。第一種施設に限らず、第二種施設をも対象として施設の用途や利用者に応じてきめ細かく規定されています。受動喫煙防止につながる地方自治体の良い施策事例として推進していただきたい。
滋賀県小学校長会	・【継】滋賀県小学校長会として統一して取り組んでいることはないと思いま す。 ・【継】ここ数年、敷地内での全面喫煙禁止となっています。しっかりと定着していますので、職員はもちろん、保護者や地域の方々、業者も含めて喫煙する人はいません。(貼り紙をする必要がないくらいに定着しています。)	(健康増進法の一部改正を受けて) ・【継】特にありません。	・特にありません。
滋賀県中学校長会	・学校敷地内全面禁煙	(健康増進法の全面施行を受けて) ・学校敷地内全面禁煙の継続	・学校体育施設夜間解放事業による体育館等の利用者に対する禁煙の徹底。
滋賀県高等学校長協 会	保護者、利用者等の関係者の理解と協力のもと、敷地内の全面禁煙を継続している。	(健康増進法の全面施行を受けて)	

・【継】R1年度の内容を引き続き実施いたしているもの ・【継】R1年度の内容を引き続き実施いたしているもの (両左)

「健康しが たばこ対策指針」に基づく各関係機関・団体での取組等

4 禁煙の支援

所属	現在取り組んでいる事業 実績 等	今後の課題・方策・ 現在検討中の方策	他機関への協力依頼・期待すること
滋賀県医師会		【継】会員医療機関における敷地内禁煙の推進を勧奨する。	
滋賀県歯科医師会	【継】「HAHAHA ! の話」FM滋賀において、たばこのリスクファクターについてアピールする	今後も継続予定	【継】「県民フォーラム歯ートフル淡海」「歯と口の健康フェスタ」「かむかむフェスタ」など県歯及び各地域の事業に於いて禁煙相談の実施
滋賀県薬剤師会	・改定後の禁煙支援薬剤師認定制度実施要領の周知 ・【継】滋賀県薬剤師会HPへの禁煙支援薬剤師のいる薬局等の情報掲載 ・令和2年度滋賀県薬剤師会認定禁煙支援薬剤師研修会の特例措置実施(実施済)	・【継】禁煙支援薬剤師の更新制度のために毎年度研修会を実施し、質の向上に努める ・【継】禁煙支援薬剤師の活動の充実化	・【継】禁煙支援薬剤師による禁煙支援出前講座を実施していることの周知にお力添えをいただきたい。 ・【継】他団体とコラボした禁煙支援の取組
滋賀県小学校長会	・滋賀県小学校長会として統一して取り組んでいることはないと思います。 ・本校では、行っていません。	・特にありません。	・特にありません。
滋賀県中学校長会			【「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発」と併せて記載】 ・生徒が喫煙している場合、保護者や家庭の誰かがたはこれを吸っているケースは多いと思う。生徒の保護者向けの呼びかけや対策が必要である。 ・中学校で言えば、3年に一度以上、リーフレット等の配布があるとありがたい。その中に、保護者向けの部分も入れてほしい。

・【継】R1年度の内容を引き続き実施いただいているもの

(両左)

・【継】R1年度の内容を引き続き挙げていただいているもの

5 その他

所属	現在取り組んでいる事業 実績 等	今後の課題・方策・ 現在検討中の方策	他機関への協力依頼・期待すること
滋賀県医師会	医師会会員向け研修会において、施設基準要件となる慢性疾患の指導に係る適切な研修の一環として禁煙指導をテーマにした研修を中継する予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、開催を見送ることとなった。 現在は、DVDを用いた研修会として開催することを検討中。	今後もかかりつけ医の立場から、日常診療において禁煙や防煙の重要性を県民に対し啓発することを、所属会員に周知徹底させることが必要であると考えている。	
滋賀県歯科医師会	2002年「健康増進法」制定、2005年「WHOたばこ規制枠組条約」発効、2011年「歯科口腔保健法」制定、日本歯科医師会及び滋賀県歯科医師会あげての「禁煙宣言の発令」		
滋賀県青少年育成県民会議	・「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」(児童の青少年健全育成にかかる作文・ポスターの表彰)		
滋賀県小学校長会	・滋賀県小学校長会として統一して取り組んでいることはないと思います。 ・本校では、行っていません。	・特にありません。	・特にありません。
滋賀県中学校長会			・電子たばこ等、喫煙に関する新しい事象が出てきている。法律的な面と健康面について、他の機関の取組状況を教えてほしい。また、資料等があればいただきたい。

「健康しが たばこ対策指針 改定版」(平成27年3月)の全面改定について

1. 改定の背景・趣旨

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)による改正後の健康増進法(平成14年法律第103号。以下、「改正法」という。)が令和2年4月1日に全面施行され、受動喫煙防止対策の強化が図られた。

法改正により喫煙と健康をめぐる環境が変化していることから、「受動喫煙防止対策」に関連する部分を修正するとともに、関係者の役割を明記し、県のたばこ対策を県民運動としてさらに展開していくため必要な改定を行う。

2. 改定の概要

昨年度の本会議の結果を踏まえ、次の構成とした。

- 「「健康いきいき21－健康しが推進プランー[第2次]」」の目標値を記載するとともに、現行の指針目次の4「たばこ対策の具体的な取組内容」および5「たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築」の2項目について、各関係者の役割として整理する。(=本編)
- 現行の指針目次の3「滋賀県の現状」および改定経過、関係法令等を本編と分け、最新のデータに更新する。(=資料編)
- 本編、資料編とともに、指針の柱ごとに内容を整理する。
<指針の柱>
 - ①喫煙がおよぼす健康影響についての知識の普及
 - ②未成年者の防煙対策
 - ③受動喫煙防止対策
 - ④禁煙支援

【参考】構成のイメージ

※ 下線部は、新規に追加する項目

目次	目次	新規
目次	目次	
1. 指針改定の趣旨	1. 指針改定の趣旨	
2. 指針の性格と役割	2. 指針の性格と役割	
3. 滋賀県の現状		
(1) 喫煙関連疾病の状況		
(2) 喫煙の状況		
(3) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及状況		
(4) 未成年者の喫煙防止(防煙)対策について		
(5) 受動喫煙防止対策について		
(6) 禁煙支援について		
4. たばこ対策の具体的取り組み内容	3. たばこ対策の具体的取り組み内容	
(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	
(2) 未成年者の喫煙防止(防煙)対策	(2) 未成年者の喫煙防止(防煙)対策	
(3) 受動喫煙防止対策	(3) 受動喫煙防止対策	
(4) 禁煙の支援	(4) 禁煙の支援	
5. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築	4. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築	

※ 下線部は、現行(H27.3)からの修正

現行(H27.3)	修正案
本編	
<p>1 指針改定の趣旨</p> <p>近年の急速な高齢化とともに疾患病全体に占める生活習慣病の割合が増加しており、これに伴って要介護者等の増加も深刻な社会問題となっています。</p> <p>こうした中、滋賀県においては、21世紀において県民が健やかに安心して暮らせる活力ある社会を築くための県民健康づくり計画「健生きいき・21ー健康しが推進プランー」を平成13年3月に策定し、県民の健づくりに取り組んできました。</p> <p>また、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、生活習慣病予防および重症化予防を推進するとともに、健康を支え守るための社会環境の改善をすすめるため、「健生きいき・21ー健康しが推進プランー」を平成25年3月に改正しました。</p> <p>この計画においては、「成人の喫煙率の減少をめざし、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくこと」、「未成年の喫煙開始を防止し、喫煙習慣を持たない世代の育成、妊娠中の喫煙なくすこと」を目指しています。</p> <p>また、受動喫煙対策としては、受動喫煙対策を実施している機関(行政機関、医療機関)の増加、家庭や職場、飲食店での受動喫煙の機会の減少を掲げ、前回の計画より具体的な目標値を示しています。</p>	<p>1 指針改定の趣旨</p> <p>滋賀県の平均寿命は年々伸びてきていますが、社会環境や生活環境の変化、急速な人口の高齢化の進展とともに、疾患病全体に占める生活習慣病の割合が増加し、要介護者等の増加も深刻な社会問題となっています。</p> <p>本県では、平成13年3月に、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上を目的に「健生きいき・21ー健康しが推進プランー」を策定し、県民の健康づくりの推進に取り組んできました。</p> <p>この計画においては、喫煙対策として「喫煙が及ぼす健康影響を低下させること」を目標として、「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及」を図るとともに、対策の3本柱として、「20歳未満の者の喫煙防止(防煙)対策」、「受動喫煙を防止するための分煙対策」、「喫煙習慣を改善するための禁煙支援」を掲げました。さらに、平成14年12月には、本計画のたばこ分野の行動指針として、「健康しがたばこ対策指針」を策定し、その推進を図つてきたところです。</p> <p>指針の策定後、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の努力義務規定による自主的取組の推進、本計画の改定など、たばこ対策を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成22年11月、平成27年3月に指針の改定を行なながら、これまでたばこ対策に取り組んできました。</p>

<p>今回、平成 22 年 11 月に策定しました「健康しが たばこ対策指針」を、健康いきいき 21(改訂版)の目標値との整合性を図るために見直し、データの時点修正を行い改定することとしました。</p>	<p>この間、県民、関係機関・団体、行政でのたばこ対策の取組が拡がり、平成 28 年国民健康・栄養調査において、滋賀県の男性の喫煙率(20.6%)が全国で一番低くなるなど成果がみられますが、平成 27 年の「滋賀の健康・栄養マップ」調査の結果からは、受動喫煙防止のための取組の必要性が明らかとなっています。</p> <p>また、平成 30 年 7 月に、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、改正後の健康増進法が令和 2 年 4 月 1 日に全面施行されたことから、受動喫煙防止対策の強化が図られています。</p> <p>そこで、従来のたばこ対策を継続しながら、さらに受動喫煙防止対策を推進するため、本指針を改定することとしました。</p>
<p>2 指針の性格と役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県においては、健康という側面から、たばこ対策を総合的、計画的に進めるための行動指針とします。 ・市町および関係団体・学校・職域においては、この指針を踏まえ、県や他団体との横断的な連携を図りながら、重点的・効率的な取り組みを期待します。 ・県民の皆さんには、この指針の趣旨や内容について賛同と理解を得て、積極的な実践を期待します。 	

3. 滋賀県の現状（略）

※修正案では、「資料編」に移動

「<「健康いきいき21－健康しが推進プラン【第2次】」目標値>」は、
「本編」の3.たばこ対策の具体的な取組内容に記載

4.たばこ対策の具体的取り組み内容

(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

3.たばこ対策の具体的な取組内容

(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及
 県民への正しい知識の普及には、県や市町、保健・医療機関が関係機関・団体等と連携を図りながら、様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行うことが必要であることから、次の内容について取り組みます。

①県および市町

県は、喫煙が本人ならびに周囲の者の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について地域の教育機関や関係団体等と連携を図りながら、正しい知識が持てるようパンフレットの配布、ポスターの掲示、講演会、シンポジウム等の開催、また、ホームページや広報誌の活用等様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

また、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及の程度や県民の喫煙率等を調査分析し、公表するよう努めます。
 市町は、喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の

①県および市町

県は、たばこ(加熱式たばこ)を含む。以下同じ)の煙が本人および周囲の者の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について地域の教育機関や関係団体等と連携を図りながら、正しい知識が持てるようパンフレットの配布、ポスターの掲示、講演会、シンポジウム等の開催、また、ホームページや広報誌の活用等様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

また、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及の程度や県民の喫煙率等を調査分析し、公表するよう努めます。

<p>効果等について、正しい知識が持てるよう、健康診査や健康教育、広報誌等を活用するなど様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。</p>	<p>②医療機関 医療機関は、疾病状況にある受診者に対し、喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について指導を行います。</p>	<p>③各関係団体 各地域における活動の中で様々な機会を通じて、喫煙が及ぼす健康影響について住民への啓発を行います。</p>	<p>④事業所 事業所は従業員に対し、喫煙が本人おより周囲の人の健康に影響を及ぼすことや、禁煙の効果等について、健康教育や相談、各種啓発を通じて正確な情報提供を行います。</p>	<p>「<「健康いきいき21—健康しが推進プランー[第2次]」目標値>」 (2)未成年者の喫煙防止(防煙)対策 20歳未満の者の喫煙率は、全国では経年的に見ると男女とも概ね減少傾向にあるものの、20歳未満の者による喫煙は依然としてあることから、引き続き喫煙を防止するため、次の内容について取り組みます。</p>
---	--	--	---	---

<p>①県および市町</p> <p>県は、未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について、県民ならびに関係機関、青少年健全育成団体等に対し積極的に情報提供するとともに喫煙防止のための啓発を行います。</p> <p>市町は、管内の学校、保護者会、青少年健全育成団体等と連携を図り、未成年者の喫煙防止を進めるとともに、禁煙支援のための活動に協力します。</p>	<p>②教育機関</p> <p>教育委員会は、すべての教職員や学校関係者に対して、児童生徒の喫煙防止の重要性を認識させるとともに、小・中・高等学校等の各段階に合わせて、喫煙が及ぼす健康影響、特に、20歳未満の者の喫煙が心身とともに健康への影響が大きく、成人後にも影響を及ぼすことや、友人からの喫煙の勧めに対する断り方など、教職員が効果的な指導を実施できるよう、保健・医療機関等と連携しながら取組を推進します。</p>	<p>教育委員会は、すべての教職員や学校関係者に対して、児童生徒の喫煙対策の重要性を認識させるとともに、小・中・高等学校等の各段階に合わせて、喫煙への影響、特に、未成年者の喫煙が及ぼす影響や友人からの喫煙の勧めに対する断り方など、効果的な指導方法の研修等を教員が適切に指導できるよう、保健機関や医療機関と連携しながら実施します。</p> <p>各学校においては、学校敷地内禁煙を継続し、校長は、学校の実情に合わせ、学校医、保健所、市町保健センター等の協力を得て、子どもやその保護者に対し、未成年者の喫煙が違法であることに加えて、喫煙の健康への影響、妊娠と喫煙の関係等について具体的に指導する必要があります。特に、子どもが喫煙に興味を示す前(就学前や小学校低学年など発達段階に応じて)からの喫煙防止教育を重視します。未成年者が喫煙に興味を持たないよう、また、未成年をたばこから遠ざけるため、教職員は学校敷地内や教育活動中において、児童生徒の前で禁煙します。</p> <p>また、学校長は、学校の実情に合わせ、学校医、県健康福祉事務所(保健所)、市町保健センター等の協力を得て、子どもやその保護者に対し、20歳未満の者の喫煙が違法であることに加えて、喫煙が及ぼす健康影響、妊娠と喫煙の関係等について具体的に指導する必要があります。特に、子どもが喫煙に興味を示す前(就学前や小学校低学年など発達段階に応じて)からの喫煙防止教育を重視します。20歳未満の者が喫煙に興味を持たないよう、また、20歳未満の者をたばこから遠ざけるため、教職員は学校敷地外であっても、教育活動中において、児童生徒の前で禁煙します。</p>
--	--	---

③保護者
保護者は、子どもが喫煙に興味を示す前(就学前や小学校低学年など発達段階に応じて)家庭において「たばこは有害であり、ゼッタイに吸わない」という認識を子ども自身に持たせることが必要です。
また、未成年の喫煙者は、親も喫煙者であることが多いという調査結果もあることから、保護者が喫煙者の場合、子どもが喫煙に興味を持たないよう、子どもの前では禁煙に努めます。

④医療機関

医療従事者は、未成年者の喫煙者に対し、禁煙の指導を行います。

⑤たばこ販売者

たばこ販売者は、たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等いずれの販売形態であっても、身分証明書等で年齢を確認します。

「く「健康いき21—健康しが推進プランー[第2次]目標値>」

(3)受動喫煙防止対策

(3)受動喫煙防止対策
多数の者が利用する施設等の管理権原者等が、健康増進法の趣旨を理解し、遵守するとともに、県民一人ひとりが、望まない受動喫煙をなくすための正しい理解、行動ができるよう、次の内容について取り組みます。

③保護者
保護者は、喫煙防止教育の意義と必要性を十分に理解するとともに、「たばこには害がある」という認識を子ども自身に持たせることが必要です。
また、20歳未満の喫煙者は、親も喫煙者であることが多いという調査結果もあることから、保護者が喫煙者の場合、子どもが喫煙に興味を持つたないよう、子どもの前では禁煙とします。

④医療機関
医療従事者は、20歳未満の喫煙者に対し、学校等と連携して禁煙指導を行います。

⑤たばこ販売者
たばこ販売者は、たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等いずれの販売形態であっても、身分証明書等で年齢を確認します。

①県および市町	<p>県は本庁舎、各地域の合同庁舎について建物内全面禁煙を継続します。その他の庁舎についても建物内全面禁煙を目指します。</p> <p>市町の官公庁の建物内は全面禁煙を目指します。特に、保健所、市町保健センター等は、住民の健康を守る第一線の機関であり、乳幼児多くの人が利用することから、敷地内の全面禁煙を目指します。</p>	<p>健康増進法第25条に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備等、受動喫煙を防止するための措置を、関係者と相互に連携を図りながら総合的かつ効果的に推進するよう努めます。</p> <p>併せて、県・市町庁舎の敷地内全面禁煙を目指します。</p>
	<p>②教育機関</p> <p>公立の小・中・高等学校等については、保護者、利用者等の関係者の理解と協力のもと、敷地内の全面禁煙を継続します。</p> <p>また、大学や短期大学においても、敷地内の全面禁煙を目指します。</p>	<p>小・中・高等学校、専門学校(20歳未満の者が主として利用する施設に限る。)等については、保護者、利用者等の関係者の理解と協力のもと、敷地内全面禁煙を<u>目指します</u>。また、大学や短期大学においても、20歳未満の者が在学する施設であるため、敷地内全面禁煙を目指します。</p>

③医療機関

医療機関は、疾病を持つ人が利用することから、待合室も含め建物内は全面禁煙とし、敷地内の全面禁煙を目指します。

医療機関を受診する人が安心して利用できるよう、敷地内全面禁煙を目指します。

④多数の者が利用する施設等に喫煙場所を設置する管理権原者喫煙場所を定めようとすることは、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、施設の出入り口付近や利用者が多く集まるような場所等への設置を避けなど、設置場所に配慮します。

また、喫煙場所を設ける場合には、健康増進法第33条に定める技術的基準を遵守するとともに、たばこの煙の排出先について、当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案し、受動喫煙が生じない場所と

④事業所 事業所は従業員の受動喫煙を防止するため、適切な環境整備に努めます。	すること等の措置を講じます。 ⑤事業所 事業所については、④に加え、労働安全衛生法および「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元年7月厚生労働省健康局健康新課策定)に基づき、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、従業員の受動喫煙を防止するため、適切な環境整備に努めます。	⑥法第25条の対象となる施設 その他、健康増進法第25条の対象施設として、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設については、全面禁煙を目指します。	⑦県民 望まない受動喫煙をなくすための正しい行動ができるよう、一人ひとりが受動喫煙に関する正しい知識の習得、理解に努めます。 また、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙可能な、かつできるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するなど、家庭を含め周囲の状況に配慮し、子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所等では喫煙を控えます。 「く「健康いきいき21—健康しが進歩ランナー[第2次]」目標値>」
---	---	--	--

(4) 禁煙の支援	(4) 禁煙の支援
<p>禁煙を希望する人が禁煙に取り組めるように、環境を整え、支援するとともに、妊娠の喫煙は、胎児への健康影響が明らかであることから、妊娠だけでなく、妊娠する可能性のある女性、パートナーや同居家族にも禁煙を働きかけるため、次の内容について取り組みます。</p> <p>①県および市町</p> <p>県は、禁煙指導者の育成や禁煙支援に必要な情報の提供を行います。</p> <p>市町では、禁煙支援を行う医療機関や薬局についての情報提供等に努め、特定保健指導の機会に禁煙希望者に対して、禁煙支援を行います。</p> <p>また、妊娠や乳幼児の保護者の喫煙は胎児や乳幼児への影響が大きいことから、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時などの母子保健事業の場等において禁煙の働きかけや支援を積極的に行います。</p> <p>さらに、未成年の喫煙防止の観点から、教職員、保護者自身への禁煙サポート支援が重要であり、教育機関と連携して推進します。</p>	<p>禁煙を希望する人が禁煙に取り組めるように、環境を整え、支援するとともに、妊娠の喫煙は、胎児への健康影響が明らかであることから、妊娠だけでなく、妊娠する可能性のある女性、パートナーや同居家族にも禁煙を働きかけるため、次の内容について取り組みます。</p> <p>①県および市町</p> <p>県は、禁煙指導者の育成や禁煙支援に必要な情報の提供を、受動喫煙に関する知識の普及と併せて実施します。また、禁煙を希望する人が適切に禁煙支援を受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し周知啓発を行います。</p> <p>市町では、禁煙支援を行う医療機関や薬局についての情報提供等に努め、特定保健指導の機会に禁煙希望者に対して、禁煙支援を行います。</p> <p>また、妊娠や乳幼児の保護者の喫煙は胎児や乳幼児への影響が大きいことから、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時などの母子保健事業の場等において禁煙の働きかけや支援を積極的に行います。</p> <p>さらに、20歳未満の者の喫煙防止の観点から、教職員、保護者自身への禁煙サポート支援が重要であり、教育機関と連携して推進します。</p> <p>②医療機関</p> <p>医療機関では、禁煙指導や禁煙外来等を充実し、禁煙希望者への支援を行います。</p> <p>妊娠可能な喫煙者が医療機関を受診した際には、喫煙が胎児に及ぼ</p>

<p>す影響を十分説明し、禁煙指導を行います。</p> <p>③事業所 事業所は、従業員の健康保持のため、産業医等の指導を受け、禁煙希望者に対し適切な禁煙支援を行います。</p>	<p>「健康いきいき21 健康しが推進プラン〔第2次〕目標値></p> <p>4.たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築 たばこ対策を効果的に推進するためには、常に県民が正しい情報を得られるよう努めると共に、様々な場において、県民の積極的な参加を促進するための関係機関の連携が重要となります。</p> <p>県においては、関係団体、専門家、県民等による「滋賀県たばこ対策推進会議」を設置し、たばこ対策を県民運動として展開するとともに、構成団体は、県民一人ひとりがたばこ対策について正しく理解し、適切な行動につながるように、健康なまちづくりに努め、いつまでも自分らしくいきいきと生活できる「健康しが」を目指します。</p>
---	---

○新旧対照表の見方について

・「修正案」は、改定後の指針案の「本編」のみ記載。

・「現行(H27.3)」は、現行の指針の「1. 指針改定の趣旨」、「2. 指針改定の性格と役割」、「4. たばこ対策の具体的取り組み内容」および「5. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築」について、改定後の指針案の「本編」の各項目と対応するよう記載。



資料2

修正案

「健康しが　たばこ対策指針」

改 定 版

令和3年 月

滋賀県

目 次

1	1. 指針改定の趣旨	1
2	2. 指針の性格と役割	1
3	3. たばこ対策の具体的な取組内容	2
4	(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	2
5	(2) 20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策	2
6	(3) 受動喫煙防止対策	4
7	(4) 禁煙の支援	5
8	4. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築	6

1 指針改定の趣旨

滋賀県の平均寿命は年々伸びてきていますが、社会環境や生活環境の変化、急速な人口の高齢化の進展とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加し、要介護者等の増加も深刻な社会問題となっています。

本県では、平成13年3月に、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上を目的に「健康いきいき21－健康しが推進プラン」を策定し、県民の健康づくりの推進に取り組んできました。

この計画においては、喫煙対策として「喫煙が及ぼす健康影響を低下させる」ことを目標として、「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及」を図るとともに、対策の3本柱として、「20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策」、「受動喫煙を防止するための分煙対策」、「喫煙習慣を改善するための禁煙支援」を掲げました。さらに、平成14年12月には、本計画のたばこ分野の行動指針として、「健康しがたばこ対策指針」を策定し、その推進を図ってきたところです。

指針の策定後、健康増進法の制定、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の努力義務規定による自主的取組の推進、本計画の改定など、たばこ対策を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成22年11月、平成27年3月に指針の改定を行いながら、これまでたばこ対策に取り組んできました。

この間、県民、関係機関・団体、行政でのたばこ対策の取組が拡がり、平成28年国民健康・栄養調査において、滋賀県の男性の喫煙率（20.6%）が全国で一番低くなるなど成果がみられますが、平成27年の「滋賀の健康・栄養マップ」調査の結果からは、受動喫煙防止のための取組の必要性が明らかとなっています。

また、平成30年7月には、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、改正後の健康増進法が令和2年4月1日に全面施行されたことから、受動喫煙防止対策の強化が図られています。

そこで、従来のたばこ対策を継続しながら、さらに受動喫煙防止対策を推進するため、本指針を改定することとしました。

2 指針の性格と役割

- ・県においては、健康という側面から、たばこ対策を総合的、計画的に進めるための行動指針とします。
- ・市町および関係団体・学校・職域においては、この指針を踏まえ、県や他団体との横断的な連携を図りながら、重点的・効果的な取り組みを期待します。
- ・県民の皆さんには、この指針の趣旨や内容について賛同と理解を得て、積極的な実践を期待します。

1 3. たばこ対策の具体的な取組内容

2 (1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

3 県民への正しい知識の普及には、県や市町、保健・医療機関が関係機関・団体等と
4 連携を図りながら、様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行うことが必要で
5 あることから、次の内容について取り組みます。

6 ①県および市町

7 県は、たばこ（加熱式たばこを含む。以下同じ）の煙が本人および周囲の者の健康
8 に及ぼす影響や禁煙の効果等について地域の教育機関や関係団体等と連携を図りな
9 がら、正しい知識が持てるようパンフレットの配布、ポスターの掲示、講演会、シン
10 ポジウム等の開催、また、ホームページや広報誌の活用等様々な機会を通じて正確で
11 十分な情報提供を行います。

12 また、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及の程度や県民の喫煙率等を調
13 査分析し、公表するよう努めます。

14 市町は、たばこの煙が本人および周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等に
15 ついて、正しい知識が持てるよう、健康診査や健康教育、広報誌等を活用するなど様
16 々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

17 ②医療機関

18 医療機関は、喫煙が患者本人および周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等
19 について指導を行います。

20 ③各関係団体

21 各地域における活動の中で、様々な機会を通じて、喫煙が及ぼす健康影響について
22 住民への啓発を行います。

23 ④事業所

24 事業所は従業員に対し、喫煙が本人および周囲の人の健康に影響を及ぼすことや、
25 禁煙の効果等について、健康教育や相談、各種啓発を通じて正確な情報提供を行いま
26 す。

27 <「健康いきいき21－健康しが推進プラン [第2次]」目標値>

- 32 ・成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）
- 33 ・妊娠中の喫煙をなくす

34 (2) 20歳未満の者の喫煙防止（防煙）対策

35 20歳未満の者の喫煙率は、全国では経年的に見ると男女とも概ね減少傾向にあるも

1 のの、20歳未満の者による喫煙は依然としてあることから、引き続き喫煙を防止す
2 るため、次の内容について取り組みます。

3

4 ① 県および市町

5 県は、20歳未満の者の喫煙が及ぼす健康影響について、県民や関係機関、青少年
6 健全育成団体等に対し、積極的に情報提供するとともに喫煙防止のための啓発を行
7 います。

8 市町は、管内の学校や保護者会、青少年健全育成団体等と連携を図り、20歳未満
9 の者の喫煙防止を進めるとともに、禁煙支援のための活動に協力します。

10 ② 教育機関

11 教育委員会は、すべての教職員や学校関係者に対して、児童生徒の喫煙防止の重要
12 性を認識させるとともに、小・中・高等学校等の各段階に合わせて、喫煙が及ぼす健
13 康影響、特に、20歳未満の者の喫煙が心身とともに健康への影響が大きく、成人後にも
14 影響を及ぼすことや、友人からの喫煙の勧めに対する断り方など、教職員が効果的な
15 指導を実施できるよう、保健・医療機関等と連携しながら取組を推進します。

16 また、校長は、学校の実情に合わせ、学校医、県健康福祉事務所（保健所）、市
17 町保健センター等の協力を得て、子どもやその保護者に対し、20歳未満の者の喫煙
18 が違法であることに加えて、喫煙が及ぼす健康影響、妊娠と喫煙の関係等について具
19 体的に指導する必要があります。特に、子どもが喫煙に興味を示す前（就学前や小学
20 校低学年など発達段階に応じて）からの喫煙防止教育を重視します。20歳未満の者
21 が喫煙に興味を持たないよう、また、20歳未満の者をたばこから遠ざけるため、教
22 職員は学校敷地外であっても、教育活動中において、児童生徒の前で禁煙とします。

23 ③ 保護者

24 保護者は、喫煙防止教育の意義と必要性を十分に理解するとともに、子どもが喫
25 煙に興味を示す前（就学前や小学校低学年など発達段階に応じて）に、家庭において
26 「たばこは有害であり、絶対に吸わない」という認識を子ども自身に持たせることが
27 必要です。

28 また、20歳未満の喫煙者は、親も喫煙者であることが多いという調査結果もある
29 ことから、保護者が喫煙者の場合、子どもが喫煙に興味を持たないよう、子どもの前
30 では禁煙とします。

31 ④ 医療機関

32 医療従事者は、20歳未満の喫煙者に対し、学校等と連携して禁煙指導を行います。

33 ⑤ たばこ販売者

34 たばこ販売者は、たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等いずれの販売形
35 態であっても、身分証明書等で年齢を確認します。

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン【第2次】」目標値>

未成年者の喫煙をなくす（15～19歳の喫煙者の割合）

(3) 受動喫煙防止対策

多数の者が利用する施設等の管理権原者等が、健康増進法の趣旨を理解し、遵守するとともに、県民一人ひとりが、望まない受動喫煙をなくすための正しい理解、行動ができるよう、次の内容について取り組みます。

①県および市町

健康増進法第25条に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備等、受動喫煙を防止するための措置を、関係者と相互に連携を図りながら総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

併せて、県・市町庁舎の敷地内全面禁煙を目指します。

②教育機関

小・中・高等学校、専門学校（20歳未満の者が主として利用する施設に限る。）等については、保護者、利用者等の関係者の理解と協力のもと、敷地内全面禁煙を目指します。また、大学や短期大学においても、20歳未満の者が在学する施設であるため、敷地内全面禁煙を目指します。

③医療機関

医療機関を受診する人が安心して利用できるよう、敷地内全面禁煙を目指します。

④多数の者が利用する施設等に喫煙場所を設置する管理権原者

喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、施設の出入り口付近や利用者が多く集まるような場所等への設置を避けるなど、設置場所に配慮します。

また、喫煙場所を設ける場合には、健康増進法第33条に定める技術的基準を遵守するとともに、たばこの煙の排出先について、当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案し、受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じます。

⑤事業所

事業所については、④に加え、労働安全衛生法および「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月厚生労働省健康局健康課策定）に基づき、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、従業員の受動喫煙を防止するため、適切な環境整備に努めます。

1 ⑥県民

2 望まない受動喫煙をなくすための正しい行動ができるよう、一人ひとりが受動喫
3 煙に関する正しい知識の習得、理解に努めます。

4 また、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることができないよう、喫煙可能
5 な、かつできるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するなど、家庭を含め周囲の状況に
6 配慮し、子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所等では喫煙を控えます。

7 <「健康いきいき21－健康しが推進プランー〔第2次〕」目標値>

- 8 ·受動喫煙対策を実施している割合の増加（行政機関・医療機関）
9 ·受動喫煙の機会の減少（家庭）、（職場）、（飲食店）

13 (4) 禁煙の支援

14 禁煙を希望する人が禁煙に取り組めるように、環境を整え、支援するとともに、
15 妊婦の喫煙は、胎児への健康影響が明らかであることから、妊娠だけでなく、妊娠す
16 る可能性のある女性、パートナーや同居家族にも禁煙を働きかけるため、次の内容に
17 ついて取り組みます。

19 ①県および市町

20 県は、禁煙指導者の育成や禁煙支援に必要な情報の提供を、受動喫煙に関する知
21 識の普及と併せて実施します。また、禁煙を希望する人が適切に禁煙支援を受けられ
22 るよう、医療機関や関係団体と連携し周知啓発を行います。

23 市町では、禁煙支援を行う医療機関や薬局についての情報提供等に努め、特定保
24 健指導の機会に禁煙希望者に対して、禁煙支援を行います。

25 また、妊娠や乳幼児の保護者の喫煙は胎児や乳幼児への影響が大きいことから、
26 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時などの母子保健事業の場等において禁煙の
27 働きかけや支援を積極的に行います。

28 さらに、20歳未満の者の喫煙防止の観点から、教職員、保護者自身への禁煙サポ
29 ート支援が重要であり、教育機関と連携して推進します。

30 ②医療機関

31 医療機関では、禁煙指導や禁煙外来等を充実し、禁煙希望者への支援を行います。

32 妊娠可能な喫煙者が医療機関を受診した際には、喫煙が胎児に及ぼす影響を十分
33 説明し、禁煙指導を行います。

34 ③事業所

35 事業所は、従業員の安全と健康保持のため、産業医等の指導に基づき、禁煙を希
36 望する従業員に対して、適切な禁煙支援につなげます。

1
2 <「健康いきいき 21－健康しが推進プラン－【第2次】」目標値>
3
4
5
6
7

8 成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）
9
10
11
12
13
14
15

4. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築

たばこ対策を効果的に推進するためには、常に県民が正しい情報を得られるよう努めると共に、様々な場において、県民の積極的な参加を促進するための関係機関の連携が重要となります。県においては、関係団体、専門家、県民等による「滋賀県たばこ対策推進会議」を設置し、たばこ対策を県民運動として展開するとともに、構成団体は、県民一人ひとりがたばこ対策について正しく理解し、適切な行動につながるように、健康なひとづくり、健康なまちづくりに努め、いつまでも自分らしくいきいきと生活できる「健康しが」を目指します。

資料3

現行版

「健康しが　たばこ対策指針」

改 定 版

平成27年3月

滋賀県

目 次

1. 指針改定の趣旨	1
2. 指針の性格と役割	1
3. 滋賀県の現状	1
(1) 喫煙関連疾病の状況	1
(2) 喫煙の状況	2
(3) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及状況	4
(4) 未成年者の喫煙防止（防煙）対策について	5
(5) 受動喫煙防止対策について	6
(6) 禁煙支援について	7
4. たばこ対策の具体的取り組み内容	8
(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及	8
(2) 未成年者の喫煙防止（防煙）対策	9
(3) 受動喫煙防止対策	10
(4) 禁煙の支援	11
5. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築	11

1 指針改定の趣旨

近年の急速な高齢化とともに疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しており、これに伴って要介護者等の増加も深刻な社会問題となっています。

こうした中、滋賀県においては、21世紀において県民が健やかに安心して暮らせる活力ある社会を築くための県民健康づくり計画「健康いきいき 21－健康しが推進プラン」を平成13年3月に策定し、県民の健康づくりに取り組んできました。

また、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、生活習慣病予防および重症化予防を推進するとともに、健康を支え守るための社会環境の改善をすすめるため、「健康いきいき 21－健康しが推進プラン」を平成25年3月に改正しました。

この計画においては、たばこ領域として「成人の喫煙率の減少をめざし、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくこと」、「未成年の喫煙開始を防止し、喫煙習慣を持たない世代の育成、妊娠中の喫煙をなくすこと」を目指しています。

また、受動喫煙対策としては、受動喫煙対策を実施している機関（行政機関、医療機関）の増加、家庭や職場、飲食店での受動喫煙の機会の減少を掲げ、前回の計画より具体的な目標値を示しています。

今回、平成22年11月に策定しました「健康しが たばこ対策指針」を、健康いきいき21（改訂版）の目標値との整合性を図るために見直し、データの時点修正を行い改定することとしました。

2 指針の性格と役割

- ・県においては、健康という側面から、たばこ対策を総合的、計画的に進めるための行動指針とします。
- ・市町および関係団体・学校・職域においては、この指針を踏まえ、県や他団体との横断的な連携を図りながら、重点的・効率的な取り組みを期待します。
- ・県民の皆さんには、この指針の趣旨や内容について賛同と理解を得て、積極的な実践を期待します。

3 滋賀県の現状

(1) 喫煙関連疾患の状況

たばこは、肺がんをはじめとする多くのがんや虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患などの疾患、ならびに先天異常、低出生体重児や流・早産など妊娠・出産に関連した異常の危険因子です。特に未成年期から喫煙を開始した人では、成人になってから喫煙を開始した人に比べて、これらの疾患の危険性はより大きいといわれています。

さらに、非喫煙者にとっても、周囲の喫煙者のたばこの煙による受動喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、呼吸器疾患などの危険因子です。

日本人の死亡の原因を分析した研究 (Ikeda N, et al: PLoS Med. 2012;9(1):e1001160)によると、喫煙による超過死亡数は年間約 13 万人で、高血圧の約 10 万人と並んで多くなっています。また、受動喫煙による超過死亡数は肺がんと虚血性心疾患に限っても年間約 6,800 人と推計されています。(片野田他;我が国における受動喫煙起因死亡数の推計 2010)

また、喫煙による経済喪失の総額（2005 年）は、4 兆 3,264 億円と報告されており、税収を 2 倍以上上回る額になります。(医療経済研究機構「禁煙政策のありかたに関する研究」2010)

平成 24 年の本県の死亡原因の 1 位は悪性新生物で 27.4%、2 位が心疾患で 18.2%、3 位が肺炎で 9.4%、4 位が脳血管疾患で 9.2% となっています。また、悪性新生物の中では、男女ともに肺がんによる死亡が最も多く、男性で 525 人、女性で 184 人が肺がんで死亡しています。

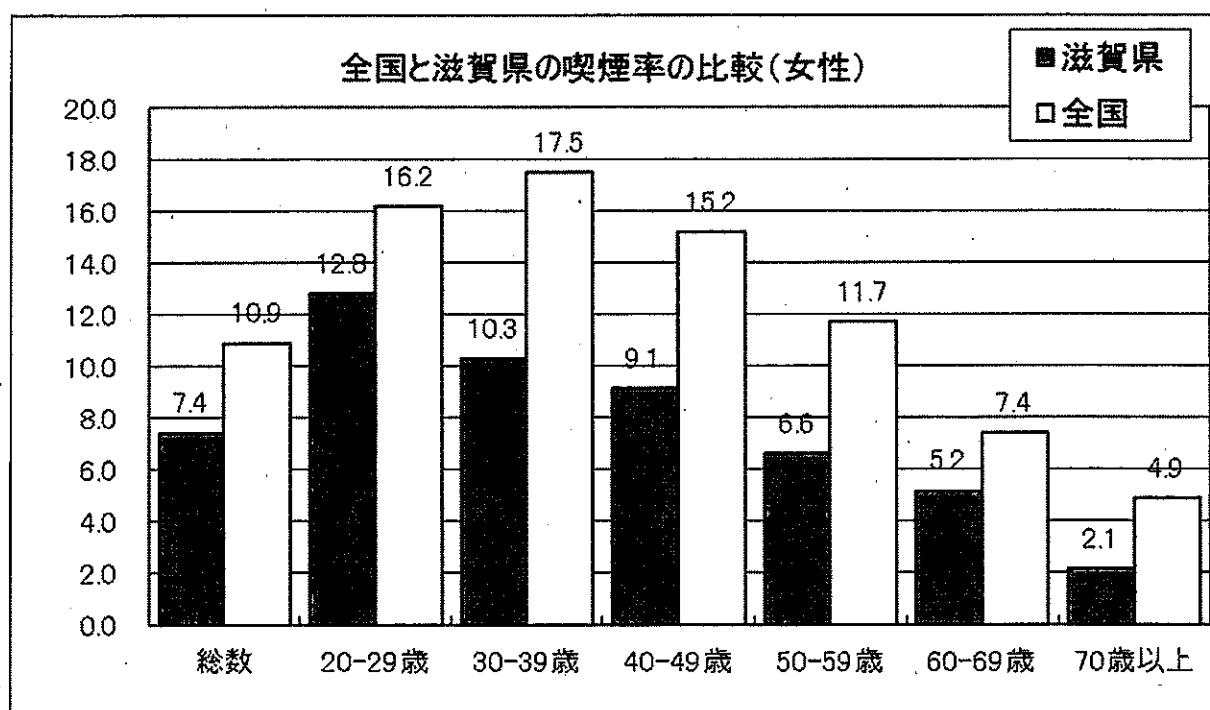
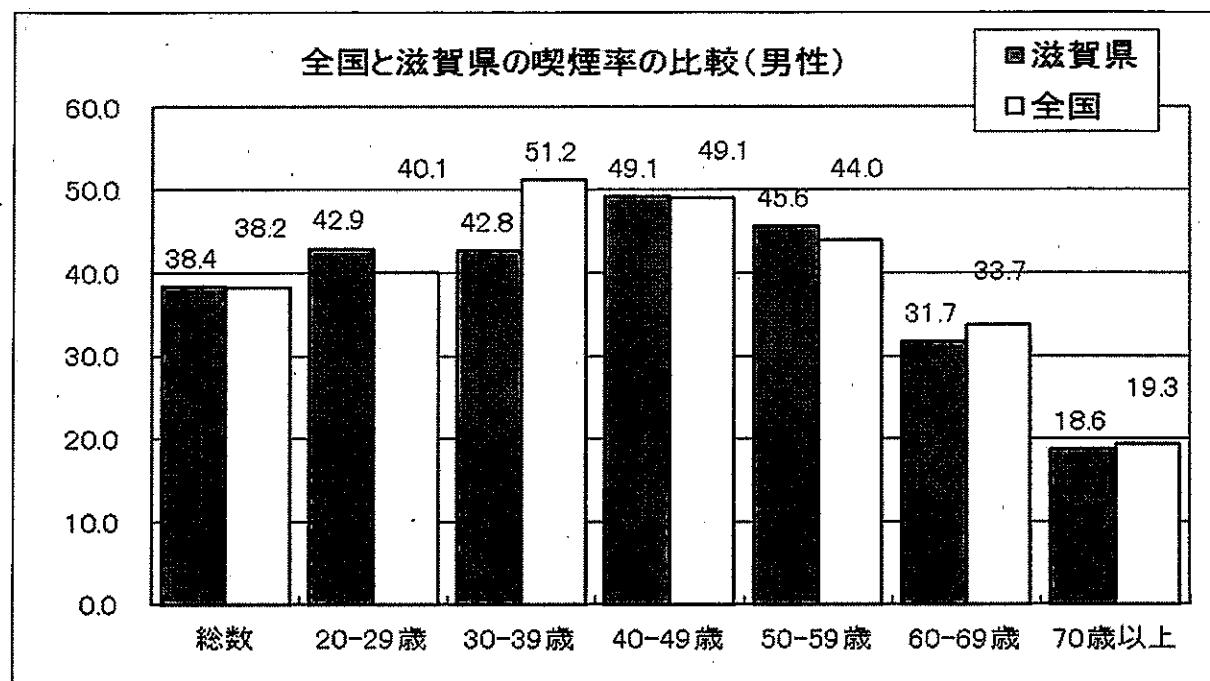
また、COPD による死亡数は増加傾向にあり、平成 24 年の人口動態統計によると、滋賀県では、男性 183 人、女性 35 人が死亡しています。

米国カリフォルニア州では包括的な対策によって、1 年後に心疾患の死亡率の減少がみられ、9 年後には対策を実施しない場合の予測値と比べて死亡率が 13% 減少し、受動喫煙防止法の施行 1 年後に心筋梗塞や気管支喘息による入院が約 20% 減少することが報告されています。(Glantz S, et al: Effective tobacco control is key to rapid progress in reduction of non-communicable diseases. Lancet. 2012;31;379 (9822):1269-1271.)

このように、たばこ対策を継続して実施していくことが、死亡率の減少につながっている報告もあることから、本県においても、引き続きたばこ対策を県民の重要な健康課題とし、様々な取り組みを推進していきます。

（2）喫煙の状況

平成 21 年の「滋賀の健康・栄養マップ」調査によると、本県の成人の喫煙率は、男性が 38.4%、女性が 7.4% と平成 21 年の全国（男性 38.2%、女性 10.9%）に比べると男性は高く、女性は低い傾向にあります。年代別でみると男性の 20 歳代、50 歳代においては、全国に比べ喫煙率が高くなっています。



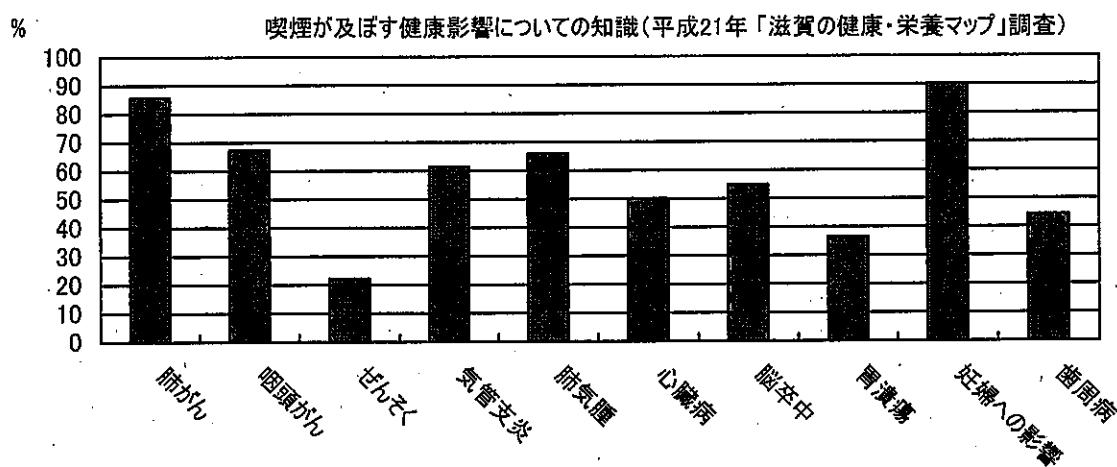
* 滋賀県 平成 21 年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査

* 全国 平成 21 年国民健康・栄養調査

(3) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及状況

喫煙が及ぼす健康影響についての国民の認識は、「平成 20 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）」によると、「喫煙により病気にかかりやすくなると思う人の割合」は、「肺がん」は 87.5% である一方、「心臓病」 50.7%、「脳卒中」 50.9% 等という状況でした。

県民についても同様の傾向であり、平成 21 年度「滋賀の健康・栄養マップ調査」によると、「喫煙により病気にかかりやすくなると思う人の割合」は、「肺がん」は 85.7% である一方、「心臓病」 50.1%、「脳卒中」 55.0%、「歯周病」 44.3%、「胃潰瘍」 36.5% 等であり、喫煙の害について正しく理解している人は少ないことが伺えます。



現在、県では、「世界禁煙デー・禁煙週間」等において、滋賀県たばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙の健康影響等を正しく理解いただくための街頭啓発を実施すると共に、各種マスメディアによる広報を行っています。市町においては広報等を利用した情報提供、母子健康手帳交付時、新生児訪問時、乳幼児健診等あらゆる機会にリーフレットを配布しています。小・中・高等学校等では、未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導を実施しています。その他、医療機関や関係団体においても、喫煙の健康影響についての啓発が広がってきました。

今後も、県や市町、保健医療機関は、地域の教育機関や関係団体等と連携を図りながら、たばこの健康影響について正しい知識が持てるよう、様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行うことが必要です。

<「健康いきいき 21 - 健康しが推進プラン -」目標値>

成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）

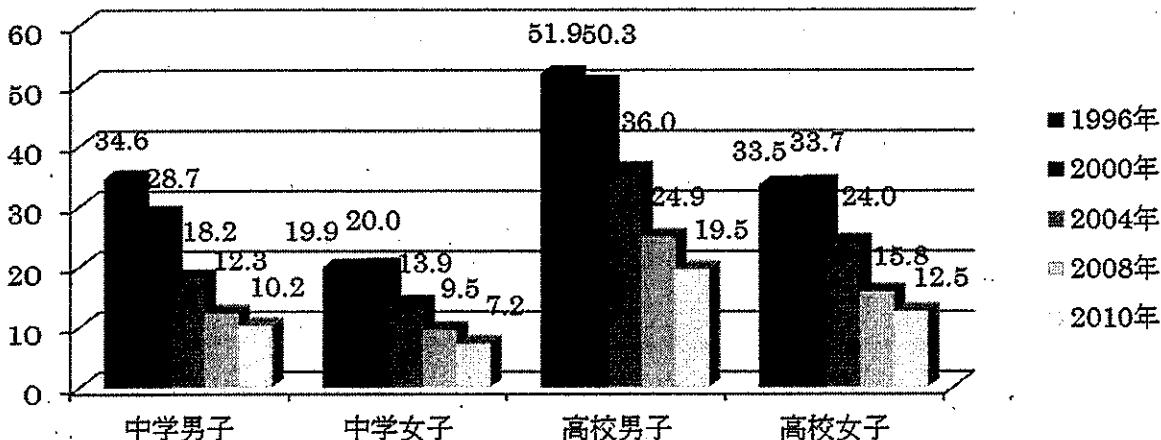
妊娠中の喫煙をなくす

(4) 未成年者の喫煙防止（防煙）対策について

未成年者の喫煙については、平成22年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業による「未成年者の喫煙および飲酒行動に関する実態調査研究」によると、男女とも、経年的に見ると喫煙率は大きく減少しています。

しかし、中学男子の10.2%、中学女子の7.2%の生徒が、高校男子では19.5%、高校女子では12.5%がすでに喫煙を経験しており、未成年者に対する喫煙対策は重要な課題といえます。

中学生・高校生の喫煙経験率の推移



※ 未成年者の喫煙および飲酒行動に関する実態調査研究（平成22年度厚生労働科学研究費補助）

現在、小・中・高等学校および特別支援学校の授業等において、児童生徒の状況に応じて、未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導が行われています。

新学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、関連教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動のほか、課外活動を含めた教育活動全体を通じて、健康教育を充実し、喫煙防止はもとより、児童生徒に、生涯にわたって健康で安全な生活を送る基礎を培うことが大切です。

今後は、児童生徒が自分や他人を大切にし、健康に生きていく力を高めるために、児童生徒の発達段階を考慮した学習方法等を工夫するなど、喫煙防止教育をより一層推進していくことが重要です。

また、たばこ販売業界等でも、未成年者に対しての販売は法律で禁止されていることから「売らない、買わせない、吸わせない」の三無い運動と併せて、「愛の一聲運動」や、街頭啓発・ポスター掲示による未成年の喫煙防止に取り組んでいます。

本県においては、2008年6月よりたばこ自動販売機に成人識別機能を取り付け、年齢確認による販売が始まり、未成年者がたばこ入手できにくく環境づくりが進んでい

ますが、今後とも、未成年者がたばこを入手できないように、関係団体との連携を図ることが必要です。

さらに、未成年者の喫煙行動に影響を与える要因として、両親や兄弟、友人などの周囲の人の喫煙の有無があげられていることから、大人が禁煙することが、子どもの喫煙開始予防では重要です。

心身共に未発達の子どもが喫煙することで、将来の疾病へのリスクが大幅に増加すること、いったん習慣化した喫煙行動を中断させることは困難であることから、未成年者の喫煙開始を防ぐことが重要であり、保護者、教育機関、行政、保健医療機関、各種団体が一致団結して防止していくという共通認識を持ちながら、取り組みをすすめる必要があります。

<「健康いきいき 21－健康しが推進プラン」目標値>

未成年の喫煙をなくす（15～19歳の喫煙者の割合）

（5）受動喫煙防止対策について

県では、平成 21 年 4 月より本庁舎、各地域の合同庁舎等の建物内全面禁煙が始まっています。県内の市町においても同様の傾向は進んでおり、平成 26 年度健康医療課による「滋賀県禁煙・分煙実態調査（市町庁舎）」結果によると、市町庁舎の建物内禁煙は、敷地内全面禁煙が 9.4%、施設内全面禁煙が 78.3%、喫煙場所設置（分煙効果判定基準を満たしている）が 2.7%、喫煙場所設置（分煙効果判定基準を満たしていない）が 9.6% であり、平成 12 年から比べると敷地内・施設内禁煙の割合が増えています。

また、路上喫煙防止条例を制定する市町は、平成 26 年 10 月現在、7 市が制定しています。

幼稚園、小・中・高等学校等においては、県立学校が平成 18 年度から、市町立学校園が平成 19 年度から敷地内全面禁煙が行われています。

県内の大学、短大では、平成 26 年度健康医療課による「滋賀県禁煙・分煙実態調査（大学・短期大学）」結果によると、県内 13 大学（短期大学含む）の内、施設内全面禁煙が 12 大学、教員研究所のみ自由に吸える大学が 1 大学でした。敷地内全面禁煙は 6 大学であり、平成 22 年度の調査に比べると、4 大学増えています。

医療機能情報提供制度に基づき実施している病院機能調査によると、平成 26 年 10 月時点で、施設内における全面禁煙の実施もしくは喫煙室の設置のある医療機関数は 87.1% でした。

平成 26 年度健康医療課による、体育館・劇場・展示場・百貨店・スーパー・娯楽施設等の調査では県内 564 か所から回答を得、敷地内全面禁煙は 6.4%、施設内全面禁煙は 39.0% でした。29.0% の施設で喫煙場所が設置されていますが、分煙効果判定基準を満たしているところは、そのうち 44.5% でした。

受動喫煙防止のための取組は、年々進んでいますが、不特定多数の人が利用する公共の場においても、さらに推進することが必要です。

また、県民が受動喫煙の害を正しく理解できるようその啓発を進めるとともに、受動喫煙防止のためには、分煙ではなく全面禁煙でないと効果がないことについて、改めて意識付けをおこない、その推進を各施設に引き続き呼びかけていく必要があります。

<「健康いきいき 21－健康しが推進プラン」目標値>

受動喫煙対策を実施している機関の増加（行政機関・医療機関）

受動喫煙の機会の減少（家庭）、（職場）、（飲食店）

（6）禁煙支援について

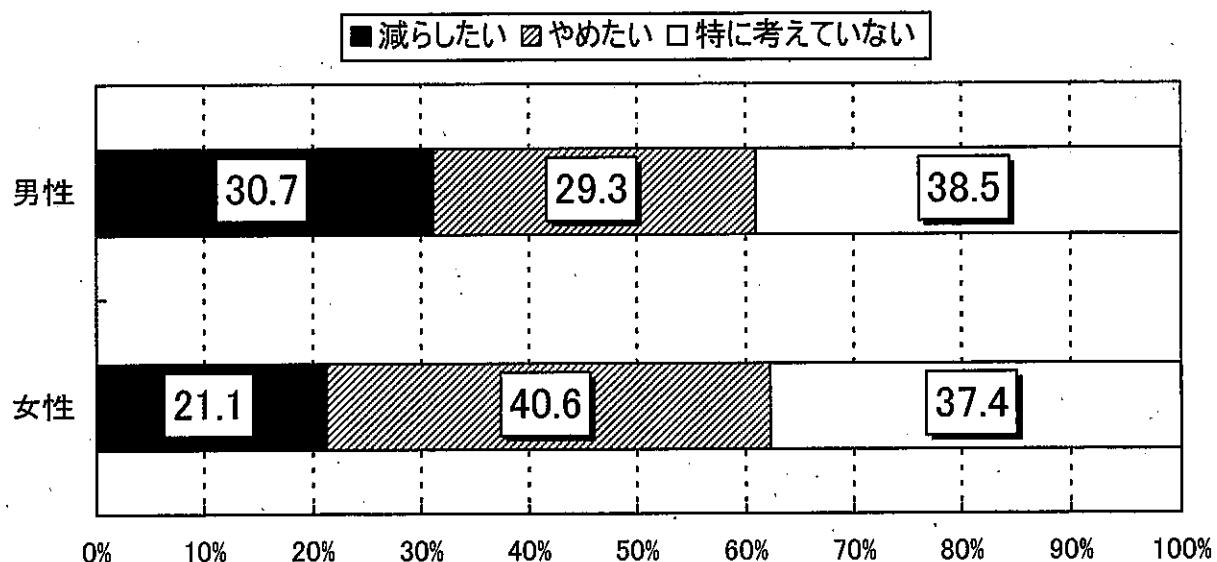
喫煙者に禁煙を強制するものではありませんが、たばこに含まれるニコチンには依存性があり、やめようとしてもやめられないために吸い続けていることが多いといわれていることから、禁煙を希望する方には支援が必要です。

「平成 23 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）」によると、喫煙者の 35.4% が「やめたい」と考えており、「本数を減らしたい」と答える者を含めた禁煙希望者は 63.9% でした。また、本県においても、喫煙者の約 6 割が「やめたい」または「本数を減らしたい」と答えています。（平成 21 年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査）

現在、禁煙治療に保険が使える医療機関は、平成 26 年度 146 医療機関と年々増加しており、市町においても、禁煙外来を紹介することが増えています。

禁煙を希望する人が禁煙に取り組めるように、環境を整え、支援する必要があります。特に、妊産婦の喫煙は、先天異常のリスク、流産や早産、胎児の発育異常等の危険性を高めることが明らかになっていることから、妊婦だけでなく、妊娠する可能性のある女性、パートナーや同居家族に対しても、積極的に禁煙支援に取り組む必要があります。また、出産後も再喫煙しないよう、引き続き情報提供を行っていく必要があります。

今後の喫煙について(20歳以上)



平成21年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査

<「健康いきいき21－健康しが推進プラン－」目標値>

成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）

4. たばこ対策の具体的取り組み内容

(1) 喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及

①県および市町

県は、喫煙が本人ならびに周囲の者の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について地域の教育機関や関係団体等と連携を図りながら、正しい知識が持てるようパンフレットの

配布、ポスターの掲示、講演会、シンポジウム等の開催、また、ホームページや広報誌の活用等様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

また、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及の程度や県民の喫煙率等を調査分析し、公表するよう努めます。

市町は、喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について、正しい知識が持てるよう、健康診査や健康教育、広報誌等を活用するなど様々な機会を通じて正確で十分な情報提供を行います。

②医療機関

医療機関は、疾病状況にある受診者に対し、喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に及ぼす影響や禁煙の効果等について指導を行います。

③各関係団体

各地域における活動の中で様々な機会を通じて喫煙の健康影響について住民への啓発を行います。

④事業所

事業所は従業員に対し、喫煙が本人ならびに周囲の人の健康に影響を及ぼすことや、禁煙の効果等について、健康教育や相談、各種啓発を通じて正確な情報提供を行います。

（2）未成年者の喫煙防止（防煙）対策

①県および市町

県は、未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について、県民ならびに関係機関、青少年健全育成団体等に対し積極的に情報提供するとともに喫煙防止のための啓発を行います。

市町は、管内の学校、保護者会、青少年健全育成団体等と連携を図り、未成年者の喫煙防止を進めるとともに、禁煙支援のための活動に協力します。

②教育機関

教育委員会は、すべての教職員や学校関係者に対して、児童生徒の喫煙対策の重要性を認識させるとともに、小・中・高等学校等の各段階に合わせて、喫煙の健康への影響、特に、未成年者の喫煙が及ぼす影響や友人からの喫煙の勧めに対する断り方など、効果的な指導方法の研修等を教員が適切に指導できるよう、保健機関や医療機関と連携しながら実施します。

各学校においては、学校敷地内禁煙を継続し、校長は、学校の実情に合わせ、学校医、保健所、市町保健センター等の協力を得て、子どもやその保護者に対し、未成年者の喫煙が違法であることに加えて、喫煙の健康への影響、妊娠と喫煙の関係等について具体的に指導する必要があります。特に、子どもが喫煙に興味を示す前（就学前や小学校低学年など発達段階に応じて）からの喫煙防止教育を重視します。未成年者が喫煙に興

味を持たないよう、また、未成年をたばこから遠ざけるため、教職員は学校敷地内や教育活動中において、児童生徒の前で禁煙とします。

③保護者

保護者は、子どもが喫煙に興味を示す前(就学前や小学校低学年など発達段階に応じて)家庭において「たばこは有害であり、ゼッタイに吸わない」という認識を子ども自身に持たせることが必要です。

また、未成年の喫煙者は、親も喫煙者であることが多いという調査結果もあることから、保護者が喫煙者の場合、子どもが喫煙に興味を持たないよう、子どもの前では禁煙に努めます。

④医療機関

医療従事者は、未成年者の喫煙者に対し、禁煙の指導を行います。

⑤たばこ販売者

たばこ販売者は、たばこ店、自動販売機、コンビニエンスストア等いずれの販売形態であっても、身分証明書等で年齢を確認します。

(3) 受動喫煙防止対策

①県および市町

県は本庁舎、各地域の合同庁舎について建物内全面禁煙を継続します。その他の庁舎についても建物内全面禁煙を目指します。

市町の官公庁の建物内は全面禁煙を目指します。特に、保健所、市町保健センター等は、住民の健康を守る第一線の機関であり、乳幼児等多くの人が利用することから、敷地内の全面禁煙を目指します。

②教育機関

公立の小・中・高等学校等については、保護者、利用者等の関係者の理解と協力のもと、敷地内の全面禁煙を継続します。

また、大学や短期大学においても、敷地内の全面禁煙を目指します。

③医療機関

医療機関は、疾病を持つ人が利用することから、待合室も含め建物内は全面禁煙とし、敷地内の全面禁煙を目指します。

④事業所

事業所は従業員の受動喫煙を防止するため、適切な環境整備に努めます。

⑤法第25条の対象となる施設

その他、健康増進法第25条の対象施設として、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設については、全面禁煙を目指します。

（4）禁煙の支援

①県および市町

県は、禁煙指導者の育成や禁煙支援に必要な情報の提供を行います。

市町では、禁煙支援を行う医療機関や薬局についての情報提供等に努め、特定保健指導の機会に禁煙希望者に対して、禁煙支援を行います。

また、妊婦や乳幼児の保護者の喫煙は胎児や乳幼児への影響が大きいことから、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時などの母子保健事業の場等において禁煙の働きかけや支援を積極的に行います。

さらに、未成年の喫煙防止の観点から、教職員、保護者自身への禁煙サポート支援が重要であり、教育機関と連携して推進します。

②医療機関

医療機関では、禁煙指導や禁煙外来等を充実し、禁煙希望者への支援を行います。

妊娠可能な喫煙者が医療機関を受診した際には、喫煙が胎児に及ぼす影響を十分説明し、禁煙指導を行います。

③事業所

事業所は、従業員の健康保持のため、産業医等の指導を受け、禁煙希望者に対し適切な禁煙支援を行います。

5. たばこ対策推進のための住民参加とネットワークの構築

たばこ対策を効果的に推進するためには、常に県民が正しい情報を得られるよう努めると共に、様々な場において、県民の積極的な参加を促進するための関係機関の連携が重要となります。

県においては、関係団体、専門家、県民等による「滋賀県たばこ対策推進会議」を設置し、たばこ対策を県民運動として展開します。

